

第五十一回
国会

参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和四十一年五月十日(火曜日)
午後一時二十五分開会

委員の異動

五月九日

辞任

鈴木 強君

補欠選任

森中 守義君

出席者は左のとおり。

委員長

山崎 齊君

理事

野知 浩之君

武内 五郎君

渡辺 勘吉君

宮崎 正義君

委員

青田源太郎君

梶原 茂嘉君

小林 篤一君

櫻井 志郎君

園田 清充君

田村 賢作君

高橋雄之助君

任田 新治君

仲原 善一君

温水 三郎君

八木 一郎君

川村 清一君

鶴園 哲夫君

中村 波男君

森中 守義君

矢山 有作君

北條 雋八君

國務大臣

農林大臣 坂田 英一君

政府委員

農林政務次官

後藤 義隆君

農林省畜産局長

楢垣徳太郎君

事務局側

常任委員会専門員

宮田 秀雄君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、理事の辞任及び補欠互選の件についておはかりいたします。

矢山君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎齊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎齊君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に武内五郎君を指名いたします。

○委員長(山崎齊君) 次に、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことといたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴園哲夫君 まず、お伺いをしたいのは、

役肉牛の増殖見通し、これにつきまして、先般この委員会で畜産局長は、四十六年に二百万頭にす

るのだという期待を持っている、こういう答弁があつたのです。が、しかし、御承知のように、農

基法の第八条に基づいて農産物の需要と長期見通し、これが公表されておるわけですが、これによ

りますと、四十六年長期見通しの、四十六年に二

百二十二万頭ということになっておりますが、

同じ年に公表されました家畜改良増殖法第三条に

基づいて公表した家畜改良増殖目標、これにより

ますと四十六年に二百五十万頭ということにな

ておるわけですが、この三つ、二百二十二万頭、

二百五十万頭、さらに二百萬頭、この三つがある

わけなんです、この食い違いについて簡単に御

説明をお願いいたします。

○政府委員(楢垣徳太郎君) 御指摘のように、肉

用牛の飼育頭数の見通しにつきましては、昭和三十

七年に公表されました農産物の需要と生産の長

期見通しにおきまして、肉用牛は二百二十二万頭

程度四十六年に飼育されるであろうという見通し

を公表いたしましたのでございますが、同年に、私

ども畜産局として家畜の改良目標を定めますと同時に

に、増殖の目標として将来の牛肉の需要というも

のを予想をいたしまして、できる限り国内におい

て自給するという考え方で、増殖の努力目標とい

うものを掲げる必要があるということで、その

際、二百五十二万頭という数字を公表いたしました

のでございます。ところが、これは牛肉の需要の

動向というものをそれ自身も非常に流動的な段階で

行なつたものでございまして、また、根本的には

食肉の需要は、それぞれ畜種別の肉の需要の見通

しというものは、実は非常に困難なものなのでご

ざいます。で、食肉全体としての需要の動向な

り、あるいは供給動向というものは、実は長期見通

しとそれほど狂つておるものではございませんが、

事牛肉及び肉牛の生産、飼育の状態は、昭和三十

八年度を一つの転機にいたしまして、需要は急速

に伸びる一方、子牛の生産は、子牛の需要とい

ものが伴いませんために価格も低迷をし、かつ生

産も減退をしておるということで、需要の伸びに

対して生産が追いつかない、いわば再生産の子牛

の頭数以上の屠殺が行なわれるということ、飼

養頭数が激減をいたしましたのでございます。で、御承

知のように、昭和四十年の二月一日には、当時二

百三十万頭程度の肉牛が飼われておつたのでござ

います。が、百八十八万六千頭というふうな数字に

減少いたしましたのでございます。その減少傾向はそ

の後も継続をしておるというふうにかがわれま

すので、おそらく現段階におきましては肉牛の飼

養頭数は百六十万頭を割つておるのではないかと

いう状況でございます。そういう現在の飼養頭

数、したがって、子牛生産の何と言いますか、生

理的な限界というものを考えますとき、私どもと

しては従来の見通しの誤りと言いますか、推移と

いうものがわれわれの見通しのごとく推移しな

かつたという事実を認めざるを得ず、また、現在

の事実に基づいて四十六年度の努力目標を考へま

すならば、四十六年には二百萬頭程度の増殖の目

標を掲げることが現実的であるというふうに私とし

ては考へておるのでございます。経過を御説明申

し上げますと以上のとおりでございます。

○鶴園哲夫君 この農業基本法の八条に基づいて

公表されている四十六年度の二百二十二万頭、そ

れから同じ年に出版した、家畜改良増殖法の第三

条に基づいての長期見通し二百五十万頭、これも法

律に基づいて公表しておるわけですが、これは公

表する目的としてはもう御承知のとおりですが、

畜産関係については、これは役肉牛だけではなく

て、飼料の点についても、あるいは乳牛の点につ

いても、豚や鶏の点についても、畜産全体として

非常に大きな食い違いが生じているわけなんです。いま局長の答弁された四十六年に二百萬頭を目標にするんだという、それは一体どういう意味なんですか。前二者は法律に基づいて公表したもので、いま四十六年二百萬頭とおっしゃるのは、これはどういう意味合いのものなのか。なお、この長期目標を定める考えがあるのかどうか。これはやはり四十六年という目標で二百五十萬頭なり二百二十萬頭なりという目標を立てて、農業団体なり農民なり国民にこれを公表して進めておられたわけだと思ふ。団体としても農民としてもまたそういう目標を持って努力すべきものだと思うんですが、変える意思があるのかどうか、それともこのままずっとやっていかれるつもりかという点ですね。

それからもう一つ伺いたいのは、この農業基本法に基づいて長期目標で四十六年に二百二十萬頭という目標を立てておるにかかわらず、同じ年に家畜改良増殖法に基づいて二百五十萬頭という数字を出した、これは一体どういうわけなのか。同じ年にですね、一方においては二百二十萬頭と公表し、一方においては法律に基づいて二百五十萬頭と公表する。その考え方は一体どこにあるのか。どういうわけですかという点を聞きたい。二点です。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 現在公表をされております農産物の需要と生産の長期見通しについて役肉牛に関する限り、明らかに二百二十萬頭の見通しというものは、どうも現実的でなくなつてきている。また、努力目標としての二百五十萬頭という家畜改良増殖法に基づきます増殖目標というものは、ほとんど不可能に近い数字になっているというところは、私も認めざるを得ないのであります。その限りにおきましては、まず、家畜改良増殖法の数字については、その他の畜種に關します増殖目標もいろいろの角度から検討いたしておりまして、時期を見て改定をいたしたいというふうに考えております。農産物の需要と生産の長期見通しにつきましては、本来、単純見通

し——当時、見通し作業をいたしました時点における条件というものが、経済の成長を七・〇ないし七・八%の上昇比率を前提にして、どう推移するかというのを単純に見通したものでございまして、これは他の全体の見通しをどういうふうにするかという問題もございまして、おのずからこれを改定をするというふうには申し上げるわけにいきかねるのであります。なお、確かに見通しの前提として、前提と言いますか、基礎として、二百二十萬頭程度の肉牛の飼育を考えているということが発表されておりますが、長期見通しそれ自身は、食肉全体として四十六年における需要量というものを見通しをいたしますと同時に、生産の關係で食肉全体の供給量というものを見通しをいたしているというやり方をいたしているのでもございまして、もちろん二百二十萬頭という数字が、これから一般農家、農業団体に対して一つの指標、見通しとしての指標であるという意味は、私も何も否定をいたすものではないと思ふ。農業基本法第八條三項の規定に基づいて長期見通しをいたしながら、その年に家畜改良増殖法で異なった飼養頭数の目標を出したのはいさうわけかということでもございまして、ただいまも触れましたように、農業基本法に基づきます長期見通しは、需要及び生産の単純な見通しをいたしまして、現状で推移するならば四十六年度にどういう姿になるであろうという作業結果なのでございまして、それに対して畜産行政の立場からは、可能な限り需要を十分に充足するような国内自給力を持たせたいという意欲を持った目標を掲げることになったのでございまして、そこに単純見通しと意欲目標というものの間に違いがあり、また、その違いはそういう数字の性格の違いとして認められ、将来もまあ認められた経緯であるわけでもございまして、ただ、これが御指摘もございまして、現状においては相当見通しとしても狂いを生じ、かつ努力目標としても事実上不可能に近い数字になっているというところは、私も今後この数字の措置について考えざるを得な

い事情にあるというふうに考えておるのでござい

ます。

○鶴岡哲夫君 いま局長が答弁になったんですが、この長期目標の農業基本法に基づくものは単純見通したと、家畜改良法に基づく二百五十萬頭というのはいさうな意欲目標だといふお話なんでありまして、私はこういう目標の立て方について非常に不安だと思ふんですが、何かたよりにならないものを非常に感ずるわけですね。あの長期目標が非常に狂つたということについてはこれだけいたしましたが、しからば、その短期の見通しはどうなんだと、長期の目標はだいたい狂つたが、それじゃ短期の見通しは狂っていないのかということになります。短期の見通しはまたえらく狂つちやうたですね、私はどういふわけかという食い違いを生ずるのかという点を少しお尋ねをしたいわけなんです。それで、短期の見通しは、四十一年の飼料需給計画によりまして、役肉牛については、四十一年の二月には二百三十九萬頭、そして四十一年の二月一日には二百四十一萬頭と、こういうことになっておるわけなんです。これは先ほどの農業基本法に基づく長期見通しの一環なのか、家畜改良法の意欲目標の一環なのかよくわかりませんが、ともかくこの需給計画によるというと、四十一年の二月一日には二百三十九萬頭というふうにしておるわけですね、それが実際は百八十八萬頭というところになったわけですね、その間わずかに三カ月か四月月です、この数字が出たのはおそろく昨年の二月か三月でしょう、それから三カ月から二カ月の後の五月には、すでに百八十八萬頭という数字が出ています、そうしますと五十一萬頭狂うんです、それはもうたいへんな狂いなんです。だから、十年後の長期目標が狂つたというだけではなくて、いま踏まえている現実のたつた五、六カ月の間に見通しが五十萬頭も狂うと、これでは役肉牛の政策はできないですよ。たつた四、五カ月で五十萬頭も狂つちやう、たいへんな狂いですよ、これはどういふわけかという狂いを生ずるのか。それで、四十一年の二月一日には二百四十一萬頭と、

こうなつていたわけですが、ことしの、四十一年の二月一日は幾らぐらになつたでしょう。百五十萬頭ちょっとでしょう。九十萬頭狂うですよ、

たつた一年の間に、こんなばか政策というものがあつたものじゃないと私は思ふのです。だから、どういふわけかこんなに狂うのか、それをお聞きしたい、これはむちゃくちゃですよ、こんなに狂つてしまつたんじゃない。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 御指摘のように、四十一年の飼料需給計画の需要量算定の基礎として求めました四十一年二月一日の、肉牛の生産頭数二百三十九萬四千頭という数字を用いたのでもござい

ますが、実はこの狂いの根本は、先ほど申し上げた融れましたが、三十八年以降三十九年に入りましてからの急激な過剰屠殺という問題によつて、見通し、あるいは目標がいずれも現実と合致なくなつてきたということにあるのでもございまして、四十一年の飼料需給計画の算定基礎に基づきました頭数は、実は中期経済計画の見通し数字を用いたのでもございまして、経済見通し計画は三十七年の事情、現実になつて三十八年以降の数字を見通しをいたしたのでございまして、その際、三十七年二月には二百三十三萬二千頭いたのでもござい

ます。これは私もちょっと理解しにくい点があるのでもございまして、振り返りますと、三十六年から三十七年にかけてはわずかに飼養頭数が微増いたしておる珍しい年なのでございまして、そこで、そういう微増傾向というものを考慮いたしまして肉牛についての中期経済計画の数字を策定をいたしたのでございまして、三十八年の数字を二百三十三萬七千頭というふうに置きまして、そして四十一年の二月一日を二百三十九萬四千頭というふうなやや機械的な算定をいたしたことが、その後の現実の推移というものが非常に狂つてまいりましたので、御指摘のように、飼料需給計画上の数字といたしましても過大な頭数をあげておる。ただ、私も多少、横着といへば横着であつたのでもございまして、えさの計画については、頭数の規模については過小見積りにおちい

ることは全体として避けるという気持ちがございます。また、四十一年については中期経済計画の数字を用いたこととでございます。根本は、先ほど申し上げましたように、現実の姿が、三十八年の二百三十三万頭が三十九年には二百二十万頭に落ち、四十一年には急激に百八十八万六千頭に落ちたという事実が全体の数字と乖離をしていくという原因でございます。

○鶴岡哲夫 局長は、四十一年の需給計画については、中期経済計画に基づいて肉牛あるいは役肉牛の見通しを立てたと、しかし、四十一年度の飼料需給計画ではわりあいと着実な計画になっていく。ですから、何か私は非常にいい感じの数字ではないかというふうな感じがするが、わすか四月月ぐらゐの間に五十万頭も狂っちゃう、一年の間に九十万頭も狂っちゃうという考え方ですね、一体、畜産局というものは、経済的な感覚があるのかという感じがするわけです。本年はわりあい正確に数字をつかんでおられる。百五十万頭ちよつとこえる、一生懸命やっておられる。去年もやられ、おとしもやられておるが、そういうことをことをしは一生懸命あちこちの県あたりから報告を徴しておる。数字はまとまって、まだ公表してはいないが、百五十万頭ぐらゐのものでしょう、あるいはそれを割るかもしれない。去年の計画なんかもう一年の間に九十万頭も少なくなるというはかな計画はあったものじゃないかと思う。そういう前提で需給計画を立てたり、役肉牛に対する政策を立てられるということ、それはどだい政策がなっていないじゃないかと私は思うわけです。ですから、役肉牛の問題については、長期についても非常に狂いを生じたが、短期についてはそれ以上の大きな狂いを生じた。この一年の間にたいへんな狂い、それについてどういふ反省をしておられるか、これはその反省がない限りにおいては、役肉牛に対する政策というものは軌道に乗らない、もつというならば畜産行政は軌道に乗らないと私は思う。私は、役肉牛というものはこういう感じを持って、決してこれは特殊な部門ではない

い、日本の畜産における代表的な部門だ。それは零細な経営である、土地問題とぶつかつておるとか、さらには畜産の流通過程における非常な非合理性、そういうものの集中的なあらわれがこの役肉牛だと私は思う。だから、この問題について十分な反省がない限りにおいては、これは役肉牛対策というものは、あるいは酪農対策というものは軌道に乗らないと私は感ずるわけです。その点について大臣は一体どういふふうに考えておられるか伺いたいです。

○国務大臣(坂田英一君) ただいま畜産局長からお答えを申したとおりでございますが、この肉牛の非常に減ることを昨年早々強く反省いたしましたわけでありました。したがって、肉牛について非常な努力を重ねておったときでありますので、また、それらの施策というものは非常に及ぶにくかつたと思ふんです。これは実態としてですが、この肉牛の問題としては当然さうな問題でありまして、いわゆる役肉牛という部門において、役のほうはこれは要らぬ、最近非常に減つてきておる、肉牛のほうに大きなことに転換があらわれるわけです。そうしていろいろの実態から見まして、肉牛問題が非常に大きくなつて、これらの問題を専心やつていかなければならぬという問題もございまして、最近の肉の需要が非常にふえてきておる、そういうわけで豚もふえ、あるいは鶏肉もふえるという状態であつて、なおかつ肉牛が非常にふえる、こういう実態でございます。これは、これはどうしても肉牛の増殖という問題に力を入れなければならぬことは、従来もさうでありましたが、特にさういふ考えをたつてございまして、したがって、昨年以来この肉牛の増殖という問題については特別に力を注ごうということに相なつたわけでありました。ただ、いま申しましたように、さういふ関係で肉牛は、肉の需要はふえるし、なかなか役のほうの用途は減つておる、さういふ問題からして、予想以上に減つておることは御存じのとおり。何もそこを意図したとか何とかという問題でなしに、事実さういふ転換期の一歩大きなところ

へ来ておるわけでございます。したがって、昨年以來非常な力をそこへ注ごうというので、畜産局においても肉牛の問題にうんと努力を払う。もちろんさういふことはできません、増殖だけでは減少することを防ぐことはできないから、それはやはり肉の輸入という問題を一定年数考えていく必要があろう。それと相俟つて肉牛の増殖をはかつていこう、こういうふうで真剣にいまやつておるわけでございます。

○鶴岡哲夫 大臣、そんな話じゃさつぱりだめなんです、何かさういふ感じが落ちていて、それじゃだめですよ。よく畜産局は馬から牛に乗りかえた、その牛は酪農だつたわけですよ。畜産局は酪農中心の局だと、よくさう言われる。役肉牛なんというのはいふたつたりで、鶏や豚は、これは畜産とは考えていないで、畜産局は、だからそこら辺に問題があると私は思ふんです。問題の一点があると思ふんです。本日は酪農だ、さういふ、それじゃ酪農について聞きます。御承知のように、畜産局は酪農中心の局ださうですから、酪農については、酪農中心についてその見通し、これまたまづ暗。四十一年の飼料需給計画では、四十一年、ここの二月一日、乳牛は百六十万頭になる、さういふ見通しだつた。ところが、四十一年の二月一日には幾らだ、四十一年二月一日は、今度の四十一年度の飼料需給計画によるといふと、百三十一万頭になつておる。三十万頭食い違ふ。まあ相当なもんですね。さういふと、何を考へておるのかかわらないというふうな言わなければならぬと私は思ふんです。これは長期計画によるといふと、先ほど申し上げた農業基本法に基づく長期目標は、四十六年には二百三十六万頭になることになつておる。さうして家畜改良増殖目標は二百九十万頭、この二つは同じ年に発表されたやつ。一方は長期目標で二百三十六万頭に、一方は同じ年に発表されたにもかかわらず二百九十万頭。局長の答弁だと、これもさうさう二百三十六万頭は単純に見通しであつて、二百九十万は、これは意欲目標だと言われると思ふ。だから同じ法律に基づいて同

じ年に発表したものが六十万頭近く違ふ。これは長期目標にならない。六十万頭も違ふようなものを発表するに至つてはどうかにもならない。現実には一体酪農は日本で二百万頭になれるかどうかといふことすら言われている。現実には長期目標がたいへんに食い違つておるだけであつて、酪農は一年の間にべらぼうに違つてはどうかにもならない。たつたわずか一年の間に三十万頭食い違つておる。これは酪農中心の畜産局としては役肉牛と全く同じですよ、酪農についてもさういふことと私は思ふのです。重ねて私は、畜産局は一体さういふ経済的な感覚というのがあるのかどうか。簡単なことですよ。こんなに食い違つたりする。だから、大臣、これは先ほどの役肉牛だけじゃないのですよ。こんなに食い違つたら話にならないです、わすか一年の間に、もつと正確に言へば、六カ月、三カ月前ですよ、こんなべらぼうな話がありますかね。大臣、もういへん、もうちよつと気のきいた答弁をしなればだめですよ。

○政府委員(橋本徳太郎君) ただいま御指摘になりました数字は、まさに鶴岡先生のおっしゃることとございまして、これは私もからは返すことばもない点でございます。乳牛につきましても四十一年の飼料需給計画の前掲数字として、中期経済計画の見通し数字を用いたのでございます。で、お触れになりました乳牛の四十六年の長期見通しが二百三十万頭、それから改良増殖目標が二百九十万頭というふうになつておりますのは、その性格は少し申し上げたので繰り返しますが、牛乳の需要の長期見通し自身が非常に幅を持って見通されておまして、七百六十五万トンないし九百五十九万トン、約九百六十万トンという幅で見通しをいたしておるのでございます。で、大体この需要の中間値が現実の数字になるのではないかという前提から、改良増殖目標ではそれをまかなうに足る頭数だけは増殖をしていこうというところで目標として掲げた経緯があるわけでございます。ただ、これはその後の牛乳及び乳製品全体の需要の伸びを見てまいりますと、飲用乳につ

いは需要の見通しにそれほど大きな狂いはないのでございますが、乳製品の需要動向は、これはそもそも見通し作業をいたしますためのデータそれ自身が非常につかみにくい数字の動きをしますために、一定の推測計数の出し方が困難なものがあるものですから、若干こういふ大きな幅で見通しをいたしましたものを、その後の推移で検証いたしますと、長期見通しの中間的数字というのは過大であるということが最近になりました。四十一年の飼養頭数の全体は公表をされておきませんのでございますが、私もその中間における調査のデータから推測をいたしました、四十一年度からは現実に即した頭数と現実に即する需給計画にすべきであるということで、百三十一万六千頭という数字を、これは確定的な数字ではございませんが、われわれの推定を加えて掲げることになったのでございます。なお、御指摘のように、畜産物の需要自身の総計が相当困難なものであって、これは年率一〇%とか一二%とかいふような伸び方をいたしますのは、必ずしも規則的なものであるかどうかの検証がむずかしいのでございます。しかしながら、一定の前提を置いて推測せざるを得ないということ、生産の伸びにつきましても、肉類については鶏肉、豚肉、牛肉という間に代替関係がある程度あって、しかもそれは価格との相関関係によって動いていくというような事情がありますために、非常につかみにくいのであります。で、乳牛について予想が長期見通しのように必ずしもまいるません事情については、これは農業一般の条件の変化というものが反映をいたしておりますこと、私も、そういうことを言っているいかどうかと思ひますけれども、牛肉の不足の事情が、この三十九年の後半から四十年にかけて、老廃牛等を中心にする乳牛の屠殺

頭数の増大という形で、われわれの見通しを狂わした点があるのでございます。そういうような諸点につきましても、私もとしまして、畜産行政というものが、将来の日本の経済の全体の動き、あるいはそれに伴う需要の動き、それから農業内部における条件の変化というようなものを考慮に入れたつ、現実的な見通し、現実的な数字というものを検証をしつつ行政を進めるべきであるという点については、われわれ事務局といたしまして深く反省をいたしているつもりでございます。さつぱらんに申し上げまして、過去の段階におきましては、畜産の行政の計画的な展開という点については、遺憾ながら十分でなかった、あるいは現在でも十分でないかもしれませんが、私も御指摘の点を深く反省をいたしまして、現実的な計画的な行政の展開をはかるべきであるというふうに反省をいたしている次第でございます。

○国務大臣(坂田英一君) ただいま畜産局長からお答えしたとおりでありますので、これらの統計その他についても、ますますこれはよく検討を加えていかなければならぬということは言うまでもないと思ひます。現在の状況というのはいま畜産局長からお答えしたとおりであります。ただ、私が考えます点は、この小農経営におけるいろいろの統計というものが非常にむずかしいということ、これはもうあまりそのとりに数字がいくように思われると、転換期においては非常に困難に起つてくると思ひます。私もはそういう点も十分注意をいたしまして、統計その他についても今日以上に特別にひとつ努力を払ってまいりたい、かように存じます。

○鶴岡哲夫君 私は何も数字をきめたそのとおりいかなからどうだということを言っているのじゃないのです。同じ年に同じ法律に基づいて長期目標をきめて、それが六十万頭も違ったものを平気で出すということ、その頭です。これは何といつても私はおかしいと思ひます。長期目標はいま申し上げたとおり。それでは短期はそんなに狂つてないかという、短期はまた三十万頭も違ふ。

五、六カ月の間に三十万頭も違ふというに至つては、何を基礎にして飼料計画を立てているか。あるいは畜産政策を立てているのか。一万頭違つたから、五万頭違つたからというようにことを言っているのじゃないのです。わずか五、六カ月の間に三十万頭も違ふようなずさんな現状把握の上でできるものじゃないでしょう。何でもこんなに違ふのか。酪農ひとつとて考えてみた場合に、何で三十万頭も違つたのか、この五、六カ月の間に、という深刻な反省がないじゃないですか。去年の二月一日百二十八万頭、乳牛は、本年の二月一日はとんとふえてないでしょう。全く同じといつていくらしい数字だと思ふのです。一年たつてこれが百六十万頭になることになつてゐる。一体酪農というのは何を考へているのかと私は言いたい。だから、それらの点についての根本的な反省というものがなければ、繰り返しが言うように酪農政策というものはこれは軌道に乗らないと私は思ふのです。

あともう少し突つ込んで申し上げます。同じようなことで恐縮なんですけれども、飼料ですね。毎年毎年飼料需給計画を立てるでしよう。この飼料需給計画またこれ全然なつておらぬのです。何を一体やつておるのか。飼料の長期見通し、これを見ますという、これは農業基本法の八条に基づく長期見通し、四十六年に輸入はT D Nで四百万トン、三十九年に四百万トンとしていふじゃないですか。私が申し上げた酪農にしても、役肉牛にしても、これは大きく減少する方向にたいへんな狂いを生じたわけです。足元がまっ暗になるような狂いを生じたわけです。この飼料の輸入については、大きく増加する方向、たいへんな増大する方向で狂つてしまつた。そのことは、これは飼料政策が失敗したというよりも、飼料政策がなかったというところにその原因があるのじゃないかと思ふのですが、これから逐次それを聞いていく。ですから、飼料についてもたいへんな狂いを生じた。これは子供でもできない、こんな狂いのしかたは、これも聞きましよう。何でも

五、六カ月の間に三十万頭も違ふというに至つては、何を基礎にして飼料計画を立てているか。あるいは畜産政策を立てているのか。一万頭違つたから、五万頭違つたからというようにことを言っているのじゃないのです。わずか五、六カ月の間に三十万頭も違ふようなずさんな現状把握の上でできるものじゃないでしょう。何でもこんなに違ふのか。酪農ひとつとて考えてみた場合に、何で三十万頭も違つたのか、この五、六カ月の間に、という深刻な反省がないじゃないですか。去年の二月一日百二十八万頭、乳牛は、本年の二月一日はとんとふえてないでしょう。全く同じといつていくらしい数字だと思ふのです。一年たつてこれが百六十万頭になることになつてゐる。一体酪農というのは何を考へているのかと私は言いたい。だから、それらの点についての根本的な反省というものがなければ、繰り返しが言うように酪農政策というものはこれは軌道に乗らないと私は思ふのです。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 飼料の需給見通しにつきましても、三十七年に公表されました長期見通しでは、四十六年の要輸入量がT D Nで約四百万トンということでしたが、その後の需給の推移を見ますと、一つは、濃厚飼料の給与を必要とする鶏の飼養頭数が予想以上に急激に増大をいたしました。また、豚につきましても年々の変動がございまして、急激に増大をしております。一方、国内におきます国内産の濃厚飼料でありますところの麦類なり、あるいはイモ類というものの生産が停滞ないし減少を続けまして、国内の供給期待量というものが見通しのおりいかなかったという結果として、輸入量の増大ということに相なりまして、御指摘のように、三十九年度の輸入量は、すでに四十六年の見通しの要輸入量の数量と同じ程度のもので輸入されるという結果に相なったのでございます。

○鶴岡哲夫君 続いて、飼料政策について伺いますが、国内の飼料供給量はほとんど増加してない。粗飼料の増産はかけ声ばかりで遅々として進んでいない。これはいまや評価です。だが、どう言おうと評価です。そこでもう少しこの中に入つて、昭和二十八年から四十一年、十二、三年の間の飼料政策を見てもいいかと、總供給量に占める粗飼料の割合、これは可消化粗たん白で見ますと、占めてゐる割合はほとんど減つてきた。可消化養分総量の占める割合もほとんど低下してきて、これは輸入飼料が増加するからでしょう。たいへんな勢いで増加するといふことが大きな原因でしよ、しかし、相対量じゃなくて絶対量を見た場合に、この粗飼料の可消化粗たん白を見ますと、昭和二十八年は五十九万三千トン、十一年たつた三十九年には五十六万九千トンと減つてゐる。粗飼料は十一年の間に逆に減つてゐる。さらに可消化養分総量で計算してみても、昭和二十八年と三十九年と比較すると、これはもうほとんど同じ。若干伸びてゐるけれども同じ。だから、絶対量を見た場合に、これは相対的に言つてじゃなくて、絶対的に言つた場合に、飼

五、六カ月の間に三十万頭も違ふというに至つては、何を基礎にして飼料計画を立てているか。あるいは畜産政策を立てているのか。一万頭違つたから、五万頭違つたからというようにことを言っているのじゃないのです。わずか五、六カ月の間に三十万頭も違ふようなずさんな現状把握の上でできるものじゃないでしょう。何でもこんなに違ふのか。酪農ひとつとて考えてみた場合に、何で三十万頭も違つたのか、この五、六カ月の間に、という深刻な反省がないじゃないですか。去年の二月一日百二十八万頭、乳牛は、本年の二月一日はとんとふえてないでしょう。全く同じといつていくらしい数字だと思ふのです。一年たつてこれが百六十万頭になることになつてゐる。一体酪農というのは何を考へているのかと私は言いたい。だから、それらの点についての根本的な反省というものがなければ、繰り返しが言うように酪農政策というものはこれは軌道に乗らないと私は思ふのです。

料政策というものは一体結論が出ているじゃないですか。何もふえやしない。絶対的にふえてないんじゃないですか。むしろこの粗たん白の場合は減っているじゃないですか。これはどうですか。

○政府委員(植垣徳太郎君) お手元におそらくお持ちの資料、私たちがいま見ておりますものと同じと思ひますが、この飼料に關します限り、鶴岡先生のおっしゃるとおりの数字になつておるのをごさいます。ただ、これは行政庁としてははなはだ不名誉なことではございませうが、二十八年當時にはまだ畜産飼料作物ないし牧草類の可消化粗たん白の含有量といふものの調査研究が不十分でございまして、分析事例もきわめて少なかつたものでございまして、當時の資料に基づいて可消化粗たん白質の總量をほじき、また、可消化養分總量に於いては、當時はでん粉価によつて飼料価値を表示をいたしておつたのでございませう。で、三十五年に相なりまして、それらの調査研究が進みましたとしまして、飼料の實質的な總量を表示することとしては、可消化養分總量をもつて表示することが適切であるといふことで、表示の方法それから含有比率の訂正を行なつたのでございませう。で、三十五年に於いてこの数字が落ちておるのをごさいます。三十五年以降は同じ数字を用ひまして表示をいたしてございまして、おそれくお手元の資料にも明らかと存じますが、可消化たん白量、それから可消化養分總量ともに着実に伸長をしておるのでございませう。そういうやや技術的な問題の甘い点がございまして、過去の過程において訂正をいたしたといふことが、この数字を御理解いただく上に御説明を要する点であらうかと存じます。

○鶴岡哲夫君 いま局長が、手元にある資料といふのは、手元にきてゐるのは畜産關係の資料という厚いのがきてゐるのですが、その中に、三十八年當時と三十五年當時とその計算のしかたが若干変わつたんだというふうなお話なんです、それにしては複雑なものですね。こんな大切な資料を説明も加えないで公表するにいたつては、畜産局

の頭の程度がわかるし、だめですよ、これじゃむちゃくちゃですよ。

それじゃ、こういうことを聞きましよう。三十年のセンサス、それから四十年のセンサス、この二つを比べて見た場合に、これは畜産局にも統計で資料が出ておるわけですから、きつりしておるわけですが、農家の経営は種類別土地面積、三十年の二月一日のセンサス、十年後の四十年二月一日のセンサス、これは採草放牧地四十八万町歩が二十一万町歩、これは二分の一以下に減つております。だから二十七万町歩減つておることになるわけですよ。それから、山林のうち採草放牧地二十八万町歩が十七万町歩に減つております。これは十一万町歩減つたことになる。十年の間は、農業センサスによりましていふとたいへんな減り方をしている、二分の一以下に減つちやつてゐる。これは労働力が不足するといふ点が大きいんでしよう。だからとてもそこまで行つて刈るといふわけにいかないんでしよう。ですから二分の一以下に減つてしまふといふことじゃないでしよう。確かにこの世界センサス、農業センサスは具体的に正確に数字を示しているとはいへない。ですが、相対的な關係は言える。それから言うと、三十年と四十年の間に採草放牧地のごとき牧草地のごとき面積が半分以下に減つたといふ点について、どういふ考え方を持っているのか、これをお尋ねをします。

○政府委員(植垣徳太郎君) この点も、農林省の統計調査部の公表のとおり、また、先生の御指摘のとおりでございませう。一九六一年のセンサスにおきましては、従来は採草地と放牧地を別個に調査をいたしておつたのでございませうが、六五年センサスでは採草放牧地として一本で調査することに改めておるのでございませう。で、その面積については、御指摘のように、前回のセンサスの場合に三十五万六千ヘクタールでございまして、それが二十一万四千ヘクタールといふことになって、相当の面積が減少をしておるといふことになっておるのであります。これは絶対的面積といふことでは信憑度は

それほどございませぬけれども、傾向として方向を示すものとしてはお話しのとおりであると私も思つております。これにつきましましては、十年以前には、なお採草放牧地の中には、従来農家が自給肥料用として刈り敷き等に利用をいたしておりましたものが含まれておつたのでございませうが、これが最近の労働事情等によつて減少をしたといふこと、それから、これも労働事情でございませうが、農耕用の牛馬の減少がございまして、朝草刈りの慣行といふものがなくなつてきたといふようなこと、それから草地の改良事業は従来の採草放牧地が牧草地に転換をしてきたといふことが、こういう数字の傾向の中の原因になつてゐるのではなからうかといふふうに私も見えておるのでございませう。

○鶴岡哲夫君 繰り返し申し上げるうちに、三十年と四十年の間にこんな大きな食い違いが出てくるといふことが、半分に面積が減つてしまふといふことは、これは相當考えなければならぬ。粗飼料を増産しようといふなら、これが一番重要なところでしょう。これを一生懸命やらなければならぬところが、逆に十年に面積が半分減つてしまふといふようでは、これは粗飼料の自給生産なんてかけ声ばかりといふことにならざるを得ないと思ひます。

それじゃもう一つお尋ねしたいのですが、畜産局は非常に大きな金を投じて草地造成をやつておる。これは十年くらいに十四万町歩くらいやつておる。たいへん金をかけてやつてゐるのに、この十四万町歩といふのは、現状はどうなつてゐるかといふ点について、畜産局として把握しておられるのか、やりつぱなしじゃないですか。せつかく草地造成をしてみたが、あとは放つたらかしといふ所が非常に多いのではないですか。十四万町歩せつかく十年間に草地造成をやつたわけですから、現状をどう把握しているかどうか、この中の幾分面積がどれくらいあるかといふ点を伺いたい。

○政府委員(植垣徳太郎君) 過去におきまして、いまお話しのように、私どものほうで昭和四十年までに大体約十二万町歩の草地の造成を行政対象としてはやつてまいつたといふことに相なつておるわけではございませうが、そのほかにも、みずから草地の造成をした面積もあらうかと存じます。この草地の利用状況でございませうが、全国の非常に広範な地域にわたつておられます、たいへん申しわけない次第ですが、私どもの手元で現在利用状況を明確に把握をいたしておらないのでございませう。昨年度から都道府県におきまして、飼料の自給の關係、それから自給飼料の生産の關係についての調査をいたさせることにいたしております。引き続いて本年も実施をいたすことにしております。その結果によりましては、ほぼ概算がわかるかと存じますが、現段階では把握をいたしておりません。一部には、せつかく改良いたしました、造成をいたしました草地が利用度の低い状態で放置をされておるといふ事実を私どもも承知をいたしております。明らかなに幾層をいたしたといふ事例は旧酪農振興法の規定による届け出が一件あるだけでございまして、明らかに幾層をしたといふ面積は私はそれほど多くはないであらうといふふうに考へております。

○鶴岡哲夫君 ちょっと大臣抜かれるようですが、またおいでになるそですけれども、いまの自給飼料の立場から非常に重要視しなきやならぬ、これからまた積極的にやつていかなければならぬ、採草放牧地あるいは山林の中における採草地、こういう面積は十年の間に半分減つてしまつたといふ点について大臣の考え方、それから、せつかくたいへん金を使って畜産局としては公共事業として草地改良をやつておるわけですが、それでは十二万町歩といふふうになつてきておるわけですが、その実情がよくわからない、どうなつてゐるのか、事例的にいいますと、あちこちで崩壊を起して、幾層を起してゐる。これは有名です。長野の問題にいたしましては箱根の問題にいたしましては有名な事例はたくさん出てゐる。せつかく金をかけるにもかかわらずこの重

要な草地改良の面積の把握ができていない。昨年から調査に入っておられるようですが、こういうことでは自給飼料増産だ、増産だといつてみても、これはもうかけ声ばかりということになりません。自給飼料一本やりです、ということになります。草地のほうはどういうことか、大臣の答弁を願いたい。

○国務大臣(坂田英一君) 草地のほうはどういうことか、大臣の答弁を願いたい。自給で進まなきゃならぬと思います。したがって、草地造成ということについては特別の努力を払わざるを得ないし、また払っていきたいということを含めておるわけでございます。ただ、草以外の飼料については、これは全部日本の国内で自給するというのができりやそれに越したことはないが、私はそれは無理だと思ふ。人口も一億に近くおるその際において、たとえ米のごときのもは二千万石以上の増産をいたしておるという、相当の大きな力を發揮しておるのである、また蔬菜その他も国内で自給しなければならぬものも非常に多いわけだ。濃厚飼料といふものを国内で全部自給するというのができ得る、できるならばいいが、それは無理だ、私はこれはつきり考えておる。しかし、草資源はこれは自給に進まなきゃならぬことは言うまでもございませんで、この点については特段の努力を払ってまいりたい、こう考えております。過去においていろいろ問題はあつたようでもありますし、先ほどその点については畜産局長からお答え申したようなことでございしますので、これらについてはさらに一段の努力を払ってまいりたい、かように存じております。

○鶴岡哲夫君 大臣、私は何も濃厚飼料を自給せいでないことを言っているんじやないです。いま言っているのは、大臣が答弁された草飼料のことを言っている。あるいは粗飼料のことを言っている。大臣は、何か農業は二十年、三十年動かないような感じの頭で、最も激しく揺れ動いているこの畜産関係について何かちょっとズレたような答弁では、これは審議できないですね。もうちよいとはかりしつかりやつてもらわないと困りますよ、私は濃厚飼料なんか言っていないんですから、粗飼料を言っているんです。あとでなお、私は続いて問題点で——大臣は何か出られるそうですから……

です。それから、私がもう少し詳細に論証していくといひのですが、私のいま二点あげた点から言えることは、飼料自給という政策がこれはどうにもなっていない、政策としては政策じやないのですね、飼料政策といふのはおそろく……飼料政策といふのは、自給飼料政策といふものは政策でなくて——だろつと思ふのですが、いづれにいたしましても、非常に弱いのです。そう私は思ふのですがね。何かの対策をとらない以上は、これはどうにもならないと思ふ、という感じを私は持つわけですが、もう少し中に入りましてお伺いをいたします。

次にお伺いをしたいのは、この草地造成のこの七、八年の傾向、それから飼料作物栽培面積の七、八年の動向といふのを見ますと、これは明らかに行き詰まっているといふことになるのではないでしようか。何らかの政策を立てない以上、行き詰まったという感じを受けるのですがね。草地造成面積にいたしましても、伸び率は急速に低下してきております。非常に低下をしております。それから飼料作物栽培面積にいたしましても、三十七年以降は伸び率が非常に勢い落ちてきています。ことに内地においては停滞しているという状況ですね。ですから、これは何らかの政策を立てない以上どうにもならないという私は結論なんですけれども、単にいまみにたいに若干の補助金をふやすとかいうような程度のもでは解決しないといふふうにお伺いするのですけれども、その点について局長のお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(増田徳太郎君) 今後の日本の畜産を伸ばしていく、なかなか草食性動物であります肉牛及び乳牛の生産を伸ばす、畜産物の増産をはかるということにいたしますならば、自給飼料、粗飼料の供給を潤沢にするような政策をとらざるを得ないわけでございます。で、草地の改良造成の事業につきましては、過去昭和二十八年から助成の方式をとっておりますが、その間にも制度がいろいろ変転をしましてまいつたのでございまして、公共事業として取り上げましたのが、これは予算上の問題でございまして、取り上げましたのは三十九年からでございます。昨年昭和四十一年の第四十八国会で初めて土地改良法の法律制定に草地改良事業が取り上げられまして、御審議の結果、法律の改正を通過していただいたような次第でございます。で、法律上の制度といたしまして、やつと改定ができた上がたばかりでございます。私どもの過去の草地改良の行政体制といふものはなほだ微弱であつたといふことは、ただいま御説明申し上げました点から見ても認めざるを得ないと思ひます。今後草地の改良、造成を進めてまいりますについては、助成内容の充実をはかり、また採択基準等についても例年改善をはかつてまいつておるのでございますが、そのことのほかに、これは外国の専門家からのアドバイスもあつたのでございまして、草地の改良と家畜の導入とが合つていないといふことが一つの日本の草地の改良、草地畜産といふものの進め方に特異な欠陥であるといふふうに私も認めておるのでございまして、今後は草地の改良、造成と家畜の導入とを結びつけることがますます大事であらうといふふうに考えておるのでございまして。なお、草地の改良につきましては、土地改良長期計画によりまして、昭和四十年以降五十年程度までに四十万町歩の草地改良を計画的に行なうといふことにいたしまして、先般その旨の公表をいたしました次第でございます。

なほ、草地のほかに、粗飼料給源としては、既に耕地における飼料作物が重要な問題でございまして、飼料作物の作付の状況は、御指摘のありましたように、昭和二十八年度約十一万町歩程度から昭和四十一年の五十二万町歩程度まで増実に伸びてはきておるのでございまして、昭和三十一年年度以降や伸びに停滞の傾向がございまして、私どもも三十九年以降飼料作物の緊急増産対策と

いうことで、飼料作物の導入に必要な機械、器具、施設の助成をはかつてまいつておるのでございまして、これらのこともさらに将来にわたつて拡充強化をいたしてまいりたい。また、事例的には——事例的にはと申しますか、最近の飼料作物の伸びの停滞の一つの原因は、水田裏作の紫雲英のまきつけが、年々、相当量減退をしておるということに大きな理由があるようでございます。でございますので、本年度、でき得れば希望のある地域において集団的な紫雲英の作付という問題の推進を奨励的にやってみたいという考え方を持っておるのでございます。

いづれにいたしましても、お話しのように、草地の改良、造成を進め、飼料作物の作付の拡大をはかつてまいりますためには、私どももいろいろな検討をいたしました上で可能な政策を実現してまいることが必要であるといふふうに考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 いままでの飼料の輸入政策、これは輸入政策と言つていいと思ふんですが、輸入政策、それに基つきます政府の飼料管理、この中で飼料自給を叫んでみてもどうにもならぬのじやないかという私は感じがするのですがね、どうでしよう、局長。この中で飼料自給を叫んでみてもこれはどうにもならぬという感じがしますね。たとえばこれは飼料作物栽培面積は若干ずつふえてきているというお話、あるいは草地造成、これをやるというお話なんですが、これはどうもいまの飼料の管理政策からいへば、いまみたいな飼料の管理政策をやる限りにおいては、なかなか言つてみても軌道に乗らないのじやないか。言うならば、私はもう少し抜本的に考えなければならぬんじやないかという感じがするのですがね。飼料管理政策によつて頭を打つていくということになるので、どうにもならぬという感じがするのです。これはここでどう言うことはよしとして、続いて今度は、飼料対策の中で最も中心的な役割りを果たしますところの飼料需給安定法ですね、これについて若干伺いたいのですが、これを

の事業につきましては、過去昭和二十八年から助成の方式をとっておりますが、その間にも制度がいろいろ変転をしましてまいつたのでございまして、公共事業として取り上げましたのが、これは予算上の問題でございまして、取り上げましたのは三十九年からでございます。昨年昭和四十一年の第四十八国会で初めて土地改良法の法律制定に草地改良事業が取り上げられまして、御審議の結果、法律の改正を通過していただいたような次第でございます。で、法律上の制度といたしまして、やつと改定ができた上がたばかりでございます。私どもの過去の草地改良の行政体制といふものはなほだ微弱であつたといふことは、ただいま御説明申し上げました点から見ても認めざるを得ないと思ひます。今後草地の改良、造成を進めてまいりますについては、助成内容の充実をはかり、また採択基準等についても例年改善をはかつてまいつておるのでございますが、そのことのほかに、これは外国の専門家からのアドバイスもあつたのでございまして、草地の改良と家畜の導入とが合つていないといふことが一つの日本の草地の改良、草地畜産といふものの進め方に特異な欠陥であるといふふうに私も認めておるのでございまして、今後は草地の改良、造成と家畜の導入とを結びつけることがますます大事であらうといふふうに考えておるのでございまして。なお、草地の改良につきましては、土地改良長期計画によりまして、昭和四十年以降五十年程度までに四十万町歩の草地改良を計画的に行なうといふことにいたしまして、先般その旨の公表をいたしました次第でございます。

なほ、草地のほかに、粗飼料給源としては、既に耕地における飼料作物が重要な問題でございまして、飼料作物の作付の状況は、御指摘のありましたように、昭和二十八年度約十一万町歩程度から昭和四十一年の五十二万町歩程度まで増実に伸びてはきておるのでございまして、昭和三十一年年度以降や伸びに停滞の傾向がございまして、私どもも三十九年以降飼料作物の緊急増産対策と

を得ないのでございますが、それ以外の需給の要因による価格変動、価格の暴騰というものは、私
は現在の十五万トン程度の操作量で十分に調整で

るのでございまして、配合工場というクッションを持ち、それ自身ある程度の調整能力を持っておるのでございます。今後需給の調整の運営の経験にかんがみまして、あるいはこの数量が過少であるということならば検討いたしたいと思っております。当面私どもとしては、十五万トンの数量を確保するつもりでございます。また、食料穀物ではござい

かまわね十分ではある。また、車水東谷の
いますけれども、やはり保管に相当問題がござい
まして、長期保管というのとはわが国では経験が全
くないのでございまして、それらのことも十分慎
重に考えてまいりたいというふうに思っております
第でございます。

○鶴岡哲夫君 トウモロコシ、コウリヤンが年間
五百万トン近い輸入になってきておる。それで、

一昨年ごろまでの余剰農産物的な性格から変わつてきておる。世界的にこのコウリヤン、トウコロシに対する需要というものは増大しておる。その關係からいって需給關係が不安定になつておる。局長は十年間のんびりしていいいような話をしておる。ですが、食糧管理月報、それから飼料月報、畜産局でいろいろ書いた資料を見ますと、局

長みたいなことを言わない。十年間は安定したというよりなことはだれも言っていない。それはだけれかそういう教え方をしたか、局長の感じですか。十年間は潤沢にあるというようない方はだれも言っていない。不安定であるというようないじょうぶですか。だから、どうも私はそれはそ

うじゃないですよと書いておる。どうも十年のんぶりしたようなことを言っておる。これじゃいけないですよ。配合飼料だって最近数度にわたって値上がりしたでしょう。コウリヤン、トウモロコシも上がってきておる。そのことが飼料全体にわたって値上げを誘発しておるといふことは、いまやだれでも知っておることじゃないですか。それ

を五百万トン輸入するから、ストライキがあつた場合これはいへんでしょう。五百万トンだから、船の関係でね。それだけの対応策で飼料の需給安定策なんというよりなことは、私は言えないと思う。それがきっかけになつてコウリヤン、トウモロコシに対して政府の手が入っていく。これはいいですよ。契機になつてですね。しかし、もつと飼料需給の安定の立場からすれば、私は、五百万トンも入つてきて、今日輸入飼料の七〇%をこそうという、しかもこれが不安定になつてきておるといふ認識の上に立つべきじゃないかと思つておられる。局長は十年間のんびりしてよろしい、潤沢にあるんだ、どこからきてもいいということですね。どうもそれは三、四年前の話だ。どうですか。

○政府委員(増垣徳太郎君) 私は、ここ十年くらいの間は、トウモロコシ、コウリヤンについての国産需給事情はそれほど逼迫することはないであらうというところは、FAOの担当機構が、世界の一九七〇年の農産物の需給見通しというものを公表したところがあるのをご存じですが、その中で、トウモロコシ、コウリヤン等の飼料部門については、なお生産、作付の増大の可能性と反収の増大の可能性があるので心配はないということをおっしゃるのです、それをやや受け売りの形で申し上げたのをご存じです。ただし、私もただのんびりしておつていいことを考えておるのではございませんが、わが国がそれだけの大量輸入をするようになってまいりますと、市場の集中化ということも購買、買付けの条件としても適当でなく、また、需給の調整の点でも硬直的になるおそれがありますから、トウモロコシ、コウリヤン等の生産の可能性のある新しい地域の開発等には協力をし、われわれ日本としても輸入市場というものの開発をする必要があるというふうには考えておるのでございますけれども、いまの需給が非常に困難になるというふうな見通しは少なくとも十年間くらいはないというふうに申し上げたのでございます。

○鶴岡哲夫君 酪農見通しと同じようなことで、輸入需給の見通しと同じようなことで、足元から大きくずれまします。そんなことを言つてないですよ、あなたの部下は。忠良なる部下はですね。局長だけですよ、売るほうのFAOの話だけ聞いておられるのは、調子のいいことだけ言つておられるのだと私は思うのです。ですから、これは私はもつと本格的に考える必要があるというふうには思いますがね。後は資料が整つたら、そこでひとつ答弁をいただくことにしまして、次に移りますと、ついでに言つておきますと、コウリヤン、トウモロコシ、この価格の変動、価格の値上がりが一番やつぱりあるのは動物たん白質飼料ですね。それから植物のたん白質飼料。それが非常に値上がりしてきている。それともう一つは、コウリヤン並びにトウモロコシですね、だと思つておられる。コウリヤンについては、局長は、十年間のはのんびりしておつていいよな話ですが、それは潤沢で不安定はないというふうなお話でしたけれども、さつき言つたように、酪農見通し、乳牛と同じように見通しを誤らないようにもう少し正確に御答弁を願うということにして、次に伺いたいのは、会計検査院が三十九年度の決算検査報告を昨年の年末出しましたですが、この三十九年度の決算検査報告によりますと、その一三〇ページから一三三ページにかけて輸入飼料の売り渡しについて改善の意見が昨年の十一月二十六日農林大臣あてに出しておりますが、それは局長もすでに知らんになつて、それぞれ検討を加えて検査院と協議をしておられる段階だと思つておられるが、これはむしろくちやでですね、局長。この検査院の資料によりますと、こまかくここで余裕はないのですが、ともかく三十九年度のこの検査院の報告によりますと、輸入飼料勘定で、小麦類、ふすま関係ですね、二十七億の財政負担をしておられるわけですね。ところが、この売り渡しははなはだしく混乱をきわめておりますですね。こまかく言えないのですが、ただ、ここで中央団体六団体、その取り扱ひ量は四十九万トン。この六団体の検査

したところが全畜連をはじめとして二中央団体です。それから、六団体の中の三団体、半分の団体で、その三団体取り扱ひ量二十三万トン。その二十三万トンの中の七八%に該当する十八万トン、これについて所定の手数料のほかには調整金という名目で一袋当たり二円から十円、総額約四千万円の買入れ価格に加算をして売り渡ししている、やめなさい、こういうことを言つておられます。これは六団体のうちの三団体がその取り扱ひ量の七八%を政府の制約と違つた金をぶつかけて売り渡ししてある。それから県の段階の状況ですね、県連、これも相当なものです。手数料に付加してまた手数料をとつて、自分の団体のための手数料ですね、しかも横流しまでやつておられる。その横流しも相当なものです。それから、問題の、今度は市町村の段階、これはもうだめですよ。全然これじゃもうだめです。五十一の団体を調べた市町村の段階で、そのうちの三四%という団体がやつておられるわけですね、三四%の団体が、しかも、その取り扱ひ量の六割というものはぶつかけておられる。一%から一六%というわけをやつて売り渡ししてある。一団政府は二十七億円という財政負担をしながら、できるだけ安く飼料の需給を実施者に与えようとしておられるが、その効果が減殺されているという言い方、減殺というていいない言い方、私に言わせると大きく減殺されている、何のためにやつておられるかわからないというふうな感じがする。どういふふうに改めるつもりですか。これは改まらぬのじゃないかと思つておられる、どうでしょう。

○政府委員(増垣徳太郎君) 政府操作飼料の売り渡し、流通の適正化については、私も従来からかなり細心に指導してきたつもりでございますが、また、われわれ自身も監査をわれわれの力の範囲内でやつたこともあるわけでございます。会計検査院の検査にあたりまして、非違事項はございせんが、改善意見として私どもに相当詳細なデータに基づく意見が出されたのでございす。私どももこの会計検査院の意見には率直にその事実を認め、また、改善のための努力をすることを回答いたしておるのでございます。まず、中央団体の調整金でございますが、これは六団体のうち三団体が、政府操作の飼料は市中流通の同種の飼料に比べて相当安い価格で出ておられるわけでございます。で、団体といつたしましては、市中流通の飼料とそれから政府操作の飼料と両方を比べておるのでございすから、全部に公平に数量を配分することができなかった場合に、市中流通の価格の軽減をはかるために調整金というふうなものをとつておつたやうでございす。これは必ずしも団体だけに手落ちがあつたのではないでございせん、そういうやり方もやむを得ないのではないかと、そういうことを、過去の畜産局の責任者が言つた事実があるやうでございす。そのためにこの三団体は、堂々と調整金を政府操作飼料の価格に上積みをして配分をするというやり方をやつておつたのでございす。これは検査院指摘のとおり非常に間違ひを起すものでございすので、市中流通市場の価格の調整は別途行なうべきであつて、政府操作飼料の価格に上積みして徴収するという形は、これは適切でないという私どもの判断に立ちまして、直ちに当該団体にそのやうなやり方は停止するように指示をいたしましたのでございまして、一団体は本年の三月末、それから他の団体は順次停止をいたしました、五月末以降全部調整金の加算ということは取りやめることにいたしましたのでございす。それから県段階、市町村段階におきます団体は、われわれの指導手数料、つまり中央段階一%、県段階二%、単協段階四%という指導手数料の比率もきめておるのでありますが、それに従わないうで、過当な手数料を徴収をいたしておるものにつきました。その手数料を返却をさせる、もしくは今後の手数料を取らないで適正化をするということを指示をいたしまして、現在各団体においては是正の措置をとつておる次第でございす。横流しをいたしましたもので承認系統のもの

つきましては配分を停止をいたしております。農業団体については、配分の停止ということもできかねますので、農業団体内部について業務の責任者が自主的に責任を負うということによって誠意を示してもらいたい。なお、将来は農業団体といえども、横流しの場合は配分の停止をすることもあるということを指導をいたしておるのでございます。なお、全国津々浦々に至る団体で、中央のみで指導監督することも困難でございますので、四十一年度からは政府操作飼料の流通関係の指導については、都道府県や食糧事務所等の農林省出先もこの指導監督にあたるように協力を求めるということにいたしました。現在協議を進めておる段階でございます。

○鶴岡哲夫君 これはいま局長の答弁になりました、中央団体が過去に畜産局のほうでやむを得ないのではないかとというような発言もあつたために、堂々とこういふような調整金という名義で一袋二円から十円というものの加算費を、売り払つておるといふことなんです。これはどうもいまの局長の答弁のように適當でない。そういうことで、それから、県連がまた県段階がそうなる。さらに市町村の段階になります。これはもうなんですね、半分がこういふことをやつておるといふことですね、市町村の段階になります。調査した中の三四％がやつておるといふ。取り扱ひ数量でいうと六割がぶつかけておる。一％から一六％ぶつかけて売つておる。一体政府が二十七億の財政資金をかけて、できるだけ安く実需者に渡そうとするんです。どうやら中央から県から市町村の段階から、どうもこれに食らひついていてという感じがする。私はもう一つ、これは大きな理由があるのは、大麦については四十八万トン、四十一年度の飼料需給計画によりますという、四十三億の財政負担をすることになっておるんです。その中の王座を占めておるのが大麦ですね。いまやふすまとか専増産小麦、そういうものは落ちてきて、一番大きな王座を占めておるのは二十億の大麦です。ところが、この大麦について

は中央段階まで政府が売り渡す。中央段階までは政府の指定価格がきまつておる。中央段階を出たら県の段階、市町村の段階、それぞれ自由になつておる、きめてないわけですね。自由にされておる。ですから、これだけの二十億の金をかけて財政負担をして、指定団体までは、中央の指定団体は十ありますが、もつとも十の団体の選び方も問題だと思ひますが、十の団体にだすまでは価格がきまつて、あとは自由に売れ。これは何のために管理しているんですか。一方小麦も出てくるんですよ。それは説明できますか。一方小麦も出てくるんですよ。大麦のほうには自由で売つておる。政府が管理しているんです。自由で売つておる。政府が管理している。このほうにはちゃんと手数料がきまつておる。県の段階二％、市町村の段階において四％といふふうになつておる。ところが、大麦のほうには率をきめていないから自由で売つておる。こういふのですから、そんなものは小麦だつてだらしなくつてしまつておる。何で大麦を中央団体まで値段をきめておとす。それとやらしておるのですか、これがわからない。それをやつておるのにおいては、これはどうも縮まらない。また、一方何のために二十億の金をかけて大麦をこんな形にしているのか、やるのなら市町村の段階まで手数料をきまつておとす。安くて入るような配慮を払われたらどうかと思ひます。それけれども、その点について……

○政府委員(檜垣徳太郎君) 実は大麦を政府操作をいたすように相なりましたのは、昭和三十八年の長雨で国内の麦の大減産がありましたときに、畜産局としてはこの事態に対処をいたしますために、大麦の緊急輸入をいたしまして飼料事情の改善のために利用をいたしたのでございます。で、当時大麦の国際価格は比較的低位でございまして、トウモロコシ及び大豆の蛋白及びでん粉化飼料との均衡飼料価格といふものをばいいて放出をいたしますと赤字が出なかつたのでございまして、全く赤字はないという状態でございまして、ただいま申し上げましたような価格をもつて放出をいた

します限りにおいては、トウモロコシ、大豆がすという代表的な飼料価格と均衡をいたしておりますから、流通段階でふすまのごとく、国内ふすまとの落差ということで二重価格が出る可能性はほとんどないということ、大麦の粉砕、挽砕の加工業者が売り渡しまして、それ以後は自由になつたのでございまして、ところが、最近になつてまいりますと、大麦の飼料価値といふものが初めて日本の畜産農家にも認識をされて評価されるようになってまいつたのでございまして。特に肉畜の飼料としては他の飼料にない利点を持つておるのでございまして、需要が増進をしてみたいのでございまして。三十八年、緊急輸入をいたしましたのが十二万トンと記憶をいたしておりますが、四十一年には四十八万トンといふような数字になり、かつわが国のみならず、世界的にも大麦の飼料需要といふものがふえてまいりました。生産は必ずしもこれはふえにくい事情がございまして、国際価格が上がるということから、四十一年の食糧特別会計出先飼料勘定の赤字の過半を、約半分を大麦が負うという形になつたのでございまして。ここまではいいまして、御指摘のように、加工業界に売り渡しとあとは自由というわけにはどうもまいらない。また、会計検査院の改善意見にもそういう点が示唆をされておりますので、ただいま検討を加えておるのでございまして、大麦の払い下げは、加工業界の団体に一括払い下げをするが、加工後の品物は加工業者から実需者団体にそれぞれシエアに従つて引き渡しをさせる。したがつて、その間の価格は適正加工料にとどめるということにいたしました。それぞれふすまの場合と同様に中央段階、県段階、市町村段階の適正手数料の範囲内で配分をしていくという方向に改めたいということ、目下具体案を練つておる段階でございまして。

○鶴岡哲夫君 もう一つ、同じ会計検査院が去年改善を指摘した中に、飼料用の外国産小麦、これが横流しにならないように、魚油を注入する、つまり殺検が、殺検協定協会が、横流ししないように、魚油を注入して、これを中央団体に払い下げるといふことをやつておられたようですが、にかかわらず転売が行なわれているという指摘をしております。それで、一体魚油をどんな形で入れるのかと聞いたら、魚油はトン当たり三百六十円入るといふんですね。手数料やなんか含めてトン当たり三百六十円だといふので、それはまたでつかいトン当たりの中に何かちよびつと入れるようなものじゃないかと。それじゃ横流しにならないのかと言つたら、横流しになると言ふのです。いまや何か特殊な薬もできて、簡単に油は抜けるらしいのです。ですからね、形式的にただちよびつと油をふち込んで、それで販売しないようにしているんだといふのは、理屈にすぎないんじゃないですか。単なるですね。これはやつぱりいふところはない方法はないかと私は思ふんですがね。トン当たり、手数料なんか入れて三百六十円の油じゃ、それはまるで大海に入つてみたりなもので、どうにもならないですね。どうですか、これ、やめたら。この油なんといふのはね、みつもないですね、油まで入れて、販売なんといふのはね。しかも、国庫に納まつてないようですよ。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 粒用小麦の売り渡しにつきましては、これはえき価値といふものを基準にして価格をきめております関係上、ともすれば横流しの危険が大きいのでございまして。過去におきまして、いろいろない知恵をしぼつてくふうをいたし、最初はカーボンブラックをまぜたのでございまして、これもやはり横流しをしようとするもののが知恵がありまして、だめだといふことがわかりまして、魚油ならだいいじやうぶだろうといふことでやりまして、これもどうも効果的でないといふことがわかりましたので、昨年の十月からは実は粒用小麦の売り渡しを停止をいたしておるのでございまして。と同時に、横流しをいたしました事例の工場については、政府操作飼料の売り渡しを停止するといふ措置をとつておりまして、その後検討をいたしておりますところへ、

会計検査院からも改善の意見が寄せられましたので、今後は魚油注入というようなことをやめて、粒用小麦はすべて配合用原料に供する、配合用原料としては入庫、材料の使用、それから出庫についてそれぞれ工場ごとに、穀物検定協会が十日に一回ずつ検査をする。いま大麦の加工方式をそういう方法をとっておるわけでございます。で、この穀物検定協会の工場検査については、組合員も相当の權威を認めておるのでございまして、今後はそういう形で、五万トン程度の数量でございしますが、小麦の横流れを防止するという方法をとってみたい。なお、そういう方法で事態を十分に観察をいたしました上で、恒久的な方途を講じてまいりたいというふうに思っておるのでございます。

○鶴岡哲夫君　これは三十六年、三十七年、會計検査院が二年にわたりまして指摘をしたわけですが、それは大妻を飼料用大妻として精麦会社社に払い下げたものを、違約をいたしましてそれに使わないう。そしてこれを食用に回してしまつたという事例が非常にたくさん指摘されまして、三十六年、

三十七年、二年にわたって指摘を受けたわけですよ。それで、非常にもうなっていないのですよ。これは払い下げてみたけれどもですね、むちゃですよ。払い下げてみたけれども、みな食用に渡っちゃう。しかも、それが非常に率が高いわけですよ。それで、見るに見かねたというわけでしょう。会計検査院が二年にわたって指摘をした。これはもうそういうことはないでしょうね。それから検査院に聞いてみたら、検査していないというのですよ。どうですか、あるかないか、どう思うかと言ったら、どうでしょうねと言う。どうもこれは大差についてもやはり相当なものじゃないかと私は思うのですけれどもね。ないので、そういうことは。何なら検査院に注文つけて、もう一べんやらしてみたらどうかと私は思う。どうですか、ありませんか。

で、総体としまして、もう一点私は伺いたいのは、でん粉質の飼料と並んで、重要なたん白質飼料ですね。魚かす、それから植物油の大豆かすが

代表的でしようが、こういうものが国際的に不安定になってきていますですね。これはそうでしょう。飼料の立場から言うとな国際的に不安定になっている。で、いまこの四十一年度の飼料需給計画によりますと、動物油かす、この流通量は五十五万トンぐらいですね。その中で政府の手持ちが三万三千トンですね。それから植物油かす、これは百二十五万トンの流通、それに対して政府の手持ち操作量は四万トンなんですがね。非常に少ないのですよね。パーセントからいいますと極端にこれは少ないのですがね。しかし、にかかわらず、このたん白質飼料としての魚かすにいたしましても、植物油かすにいたしましても、国際的に非常に不安定になって、これが騰貴しつつある、こういう状況ですね。これに対して、これっぽっちのもので操作しようという考えなのか。すみやかにこれは検討を加えて、もう少し多量のものゝを保有をして価格安定に資していくという考え方はないものかどうかですね、この点も伺いたいと思います。

○政府委員（檜垣徳太郎君） 最初の御質問にございました大麦の横流しの問題でございますが、三十六、七年であつたかと思いますが、食糧庁が内麦の在庫大麦を飼料用に払い下げたことがあるのでございますか、それが売り渡し条件に違反して横流れをしたという事例があつたのでございます。それは臨時的措置でございましたので、ただいま私どもがとっておりますような工場検査というような問題を伴つてなかつたということで、現在のやり方につきましては当時のような事態はないと思ひます。しかし、これも絶無というだけの、われわれも事態を心得ておるわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、加工業者は加工の段階までということであつて、工場への在庫量と、それから団体は、各工場ごとに引き取るべき加工後の大麦飼料というものの量がわかつて、両側から詰めれば横流れ等の問題の防止にも役立つだろうということで、新しい方式をとりたいというのが、一つはそういう理由もあるわ

けでございます。

それから大豆かす及び魚粉、魚かすのような、植物たん白ないし動物たん白飼料の問題でございますが、大豆かすにつきましては、現在のところ、国際市況も、国内市況も比較的安定化しつつあるわけでございますが、長期に見ればこれもやはり農産物一般の事例に漏れず微動するであろうと私も思います。で、これについては、やはり油の使用量以上のかすは出ないわけでございますので、事態の推移によっては丸大豆の利用ということを考える必要がございまして、現在技術的な研究を続行中でございます。

それから魚粉、魚かすにつきましたは、何しろ水産資源で制約を受けるものがございますて、しかも世界的に需要の増大が大きいということから、非常に魚かすの価格が高騰が著しいのでございます。で、主たる生産諸国におきましても、なかなか生産の増大というものがむずかしいような事情にございますので、いずれは資源的に限度にくると思われるのでございます。この問題の基本的な解決としては、必須アミノ酸の供給源として、合成メチオニンと植物たん白との添加供給をするということにいずれはならざるを得ないということ、現在相当程度まで研究が進んでおるのでございますが、工場化の方向を農業団体も協力をいたしまして、現在準備を進めておるという段階でございます。

で、政府の操作の關係では、大豆かすは現在二万五千トンの手持ちを持っておりまして、これが国内の大豆かすの価格の高騰を牽制する役割りを果たしておるのでございます。これは大体の搾油の計画が月ごとにきまっておるわけでございますして、油をしれば必ずかすが出るわけでございます。その間の需要と供給とのズレが出ました場合に、政府の操作、大豆かすを放出をするということとで、計画数量の四万五千トンも持っておれば十分であると私どもは思っております。なお、魚かすにつきましては、過去にも若干操作をしたことがあるのですが、国内の魚かすの買い付

けは非常にむずかしい事情がある。ほとんど需要者と生産者の側が直結をいたしておる事情もありまして、政府が介入することはむしろマイナスの要因があるわけでございます。輸入の魚粉、魚かすにつきましても、ほとんど、何といひますか、長期契約的な形で取引がされておりました。政府の介入余地は実は非常に少ないのでございます。それと魚粉という特殊な商品でございますので、長期の保管がきかないという事情があるのでございまして、私ども魚粉、魚かすについての異常な需給のアンバランスなり、あるいは価格の暴騰といひますか、変動幅が非常に大きいという事態が考えられます場合に備えて、そういう事態の場合に用意をする程度の計画を持っておれば十分ではなからうかというふうに思っております。ただ、ざつくばらんに申し上げまして、魚粉、魚かすの政府による需給調整は非常に困難な問題であるということは、これはどうも避けがたい事実でございします。

○鶴岡哲夫君 魚粉の問題については、いま局長の答弁にありましたように、確かに値上りが相当激しいですね。大豆油かすは安定しているというお話ですが、お宅の飼料月報のことしの三月号によると、これまた魚粉も同じように、国際的にいいますと、大豆油かすというのは魚粉と劣らず、やはり相当な激しい値上りが傾向にあるということが言えるわけですね。トウモロコシ、コウリヤンについても、局長が非常に安定しているんだというお話ですが、輸入飼料として値上がりの双璧をなすのはやっぱりこの大豆かす、魚粉と並んでトウモロコシ、コウリヤンというものをあげなければならぬと思うのです。そういう点について、何か少しあいまいな感じを私は受けるわけなんです、ただ、ここで総体としまして、いままで飼料政策の中の一つの大きな中心をなす飼料需給安定制度についていろいろ伺ってきたわけなんです、二十八年に安定法ができて、安定制度ができて、今日までの動きを見た場合に、当初からふすまについて相当突っ込んだわ

けですが、ふすまについては、これは価格安定という制度が維持されているというふうに言っているんじゃないかと思うのですよ、ところが、いまやふすまは飼料になっちゃって、年々需給も低下するという状況の中で、コウリヤン、トウモロコシがたいへんな勢いでふえていく、王座を占めているという、それらに対する安定政策というものがほとんどない。万一の場合に備えた十五万トンというのがあるというふうな状況ですね。大麦については先ほどお話しのように四十八万トンだが、これらについては今後すみやかな機会に、県の段階、あるいは市町村の段階で手数料をきめて安定させたいという考え方のようです。それ以外の飼料についてはどうという考えはないようですが、全体として見ますと、飼料需給安定制度というのはだんだんだんだん骨抜きになつちやうしているんじゃないかという、非常な骨抜きの形になっているんじゃないか。むしろ統制といういろいろな形で、国内における統制小麦にしろ大麦にしろ統制をくつて、それを需給安定法という方法をくぐることによって配合飼料にぶち込んじゃって適当にやられているんじゃないかという感じがしてならないのですがね。もう一べふんどしを締め直す必要があるのです、需給飼料安定法は。そういう気がいたしますが、局長はいかがですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 飼料需給安定制度は、私から申し上げるまでもないと思いますが、国内の飼料の需給なり、あるいは価格なりの安定を目標といたしまして、政府が輸入飼料について量的な操作をすることによって全体の安定化をはかるという趣旨のものであります。でございまして、私どもも飼料需給安定制度が効果的でありますためには、ある程度の、総体のえさの量の中のウエートを持つておる必要があるということ、原料形態として全体の輸入飼料の二〇％以上の量は持つておる必要があるというふうな、あまりはつきりした根拠があるわけではございませんが、その程度のウエートは持つておる必要がある

ということ、輸入量の総体に応じて操作量もふやしてまいってきただけでございまして、で、ふすまについては、もともとこの制度が、ふすまが季節別に非常に変動を昔はいたしたものでございまして、それを防止することがまずもって大きな目標として発足をいたしておたのでございまして、粒用の飼料に転換をする、また配合飼料が飼料流通量の大半を占めるような形になってまいりました。ふすまの価格安定、需給調整だけでは十分であるというところで、先ほどちょっと触れましたが、粒用大麦の輸入というのを考えてまいりましたし、それからトウモロコシ、マイロについては、鶴岡先生からは、量が少ないじゃないかと、いろいろお話ありますが、四十年からトウモロコシ、マイロの調整保管を始めるということで、私はこの制度はこの制度なりに効果をあげておると思っておりますけれども、現在の制度によつて国際価格の変動を防止するような威力はとうてい発揮することはできない、それだけはどうもいまの制度ではやうていくことはできない。で、私見でございしますが、トウモロコシ、マイロのような、国際商品として世界の国も同じ価格現象が及ぶという商品については国際価格の水準で消費をしていく、それを飼料として利用するということは、これはもうやむを得ないのではないだらうかというふうに考えるのでございまして、日本の国内における需給事情に基づく特殊な価格の暴騰、あるいは需給の緊迫という問題を避けることをはかれば、この制度としてはその任務を果たせるのではなからうかというふうに考えておる次第でございまして。

○鶴岡哲夫君 この飼料需給安定審議会というのですか、審議会がありますね、畜産局には似たような審議会が幾つもありませんか、家畜改良増殖審議会、畜産物価格審議会、酪農審議会、似たやつが四つくらいあるのですが、この飼料需給安定審議会というの一年に一回開くだけですか。一年に一日、二日ですか、いかがですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 正式の審議会といたしましては、最近の例では年一回でございまして、飼料の需給計画の策定ということと予算の編成と直接に關係をいたしますので、予算概算要求の前後におきまして飼料需給安定審議会の委員懇談会を例年持つようにして御意見を伺うようにいたしております。大体懇談会を年に一、二回、正式の審議会を一回というのが最近の例でござい

ましては、最近の例では年一回でございまして、飼料の需給計画の策定ということと予算の編成と直接に關係をいたしますので、予算概算要求の前後におきまして飼料需給安定審議会の委員懇談会を例年持つようにして御意見を伺うようにいたしております。大体懇談会を年に一、二回、正式の審議会を一回というのが最近の例でござい

○鶴岡哲夫君 これ見ておきますと、この飼料需給安定審議会、それから畜産物価格審議会、家畜改良増殖審議会、酪農審議会、これはいずれも密接不可分の關係にあるわけですね。ですから一年中スリーピングして一年に一日ぐらい目をさまして話をする程度の審議会なら、これは考え直して三つぐらいのものは一緒にして、そうして相互密接な關係の中で審議をして貴重な意見を聞く、答申を聞くというよりなやり方をしたほうがいいように思ふのです。そうでないとばらばらにされてしまつて、飼料は飼料じゃ、酪農は酪農じゃ、畜産の価格は価格じゃとばらばらにされてしまつて、どういうわけかどういふ審議会が持たれているのか、そしてスリーピング審議会だ、典型的な廃止になる審議会ですね、これは。ですからこれは何かもう少し私は最も密接な關係のある、そういう一連の非常に深い審議会なんだから、こういうものは合せて、人数は多くてもいいから合せて、年じゅう眠らせておかないで、相当活発に持つてほしいのじゃないか、この点が一つですね。

それから飼料需給安定審議会というのは会長は大臣なんだそうですね、ほかのものは私は知らないのですが、畜産物価格審議会というのが会長は大臣ですか、これは知らないのですけれども、何か飼料需給安定審議会というのは会長は大臣だといふのですが、大臣が諮問して大臣が答申するといふのは、これは形式的過ぎるね、これはベターじゃないですよ、悪いとは言わない、みっともないですね、これはかつての畜産局の空気があ

だから、こういうものは会長は別に置いて、大臣が会長に諮問する、それで大臣が答申を受けるといふことにしないとみっともないですよ。その二つについて大臣に答弁を願う。

もう一つ、時間がなくなりましたので、関連して。こういう審議会は減らしてもいいが、畜産局の人間ふえていませぬね、三十年から減つていまして。これどういふわけですか。選択的拡大という偉大な局ですよ。それが三十年から比べて人間が減つてしまつて、だんだん減つてしまつて、人間は。だから、わけのわからない、わけのわからないといふのは恐縮ですが、足元からくずれるような計画ができてみたり、これ全部そうなんです。飼料も役牛も乳牛もみなそうですよ。畜産局は土地に結びついていない鶏とか養豚だけがばかにはね上がつて出てきておるのです。そういう意味でも人と人材を配置して、畜産局も少しばちつとしたりどうですか。私は、この選択的拡大という立場からいへば、畜産局が中心になつて農林省を負うくらいに……。いま食糧管理制度の中にびしゃつと押しつけられてしまつて、その中でもたまたましている、そして土地管理制度の中でもたまたましているというのが畜産局の現実ですね、ノン・ポリシイですよ、何にも政策がない。だからもっと畜産局の人間減らさないで、三十年当時までもうちょっと人間をふやして、そして飼料部くらいつくつたらどうですか、だれも文句を言わないですよ。畜産局に飼料部くらい置いてやつたらどうかと思ふのだが、だらしがないな、少し。そんな人間要るわけじゃないのです。これは三十年当時は二百六十一人いたんですよ。それが二百三十人減つて、若干最近ふえていますがね。これはみつともないですね。何が選択的拡大ですか、もっと人間をふやして有能な人間を配置して、ばちつとやつてはどうですか、大臣。

○国務大臣(坂田英一君) いま鶴岡委員の言われましたとおり、畜産局の審議会がいま申されたとおり五つばかりあるわけです。これを一つにいた

しまして、そうして一年に一ぺんとか二ぺんとかいうのじゃないし、また関連したことを十分に審議できる、そういうことにしたいと存じておるわけでございます。

なお、そのときに結局大臣の会長という問題も同時にそれが解消することにしたい、これは意見の一致でございます。

それから、ばちつとやるために優秀な職員を畜産局にそろえたいという熱望な希望を持っておるということも申し上げます。

○矢山有作君 ちよつと関連の時期を失したのですが、一つだけお尋ねしたいのですけれども、先ほど鶏園委員の質問に対して、そばで聞いておりますという、答弁のほりが、濃厚飼料の問題についてとはにかく輸入をすることだけを局長は中心に置いて話をされたようですが、私は濃厚飼料について国内で何とか生産増加の方法はないかというのを考えておるのですが、国内でつくった小麦や大麦、あるいは大豆というのは濃厚飼料に向かないのですか。それとも小麦あるいは大豆、大豆を輸入にたよらないでも、国内でつくったもので濃厚飼料に向くとするならば、その増産というものはやはり考える必要があるのではないかとおもうのですが、その点どうなんですか。

○国務大臣(坂田英一君) いまお説のとおり、それは国内で増産できるものについてはやはり考えていかなければならぬことは当然でございますが、先ほど私もお答えした意味合いは、濃厚飼料を全部自給するということは困難だ、そこで、その面はやはりできることから自由輸入すること、ということも考えていかなければならぬ、こう申し上げておるわけでございます。

○矢山有作君 私もまづその濃厚飼料を全部国内で自給しないというべらぼうなことをいま注文を出しているわけではないので、問題は濃厚飼料を国内で自給をするところではない、大麦にしても小麦にしても大豆にしても、全く国内生産というものは荒廃していると言ってもいい状態では

しょう。そういう中で、私は不思議でしようがないのは、食糧管理特別会計によって、外国の農産物を飼料として輸入をして、国内の畜産農民に使わせるのに、国がことしはたしか四十三億ですね、損失の補てんをやる。昨年度は四十一億やっておったと思うのですが、これは私はちよつとおかしいと思うのですよ。外国の安い農産物を輸入して、それでそれに国が補助金を出して、さらに安い値段で国内で売るといふようなことをやっております、国内の小麦や大麦や大豆の生産は、先ほど言ったように荒廃の状態にある。これをそのままにして、てんとながめていっているのはどういふ考え方であるのか、ふしぎでしようがない。この点大臣、どうなんですか。

○国務大臣(坂田英一君) これは別にながめていられるわけでもない。やはり国民の問題、その他全部これは努力はしているわけですが、ただ、それが十分なことにはいかないということで、いわゆる二毛作で、あるいは畑作でもそのほうが非常に減ってくるという実情にありますけれども、別にながめていられるわけはありません。

それから輸入の面につきまして、やはり畜産の関係、全体の面を見てどれくらいものを、やはりよく考えて補給していかないと、暫定的にはやはりむずかしい、こう考えておりますので、それらの点を補給しておるといふことなんでございます。

○矢山有作君 私は、てんとながめておると言つたのは、たとえば大豆の油かすにしても、小麦にしても大麦にしても、その他輸入しておる農産物というものは、ほとんど無税でしよ。現在関税なしで輸入しておるわけですか。そういう形で輸入し、さらに輸入したものに国が補助金をつける形で、さらに国内に入れているのじゃ、これは国内の小麦や大麦、大豆の現在の収益性から見ても、これが増産できるわけはないでしよ。その辺を私は言っているわけですが、たとえばここにエコノミストの四十年七月二十日号があります、これを見ますと、諸外国の農産物の輸入は、日本のように無税で輸入して、おまけに補助金まで出して輸入

している国はないよりですね。たとえば西ドイツでも普通小麦の輸入に対しても一〇二%、大麦八%、トウモロコシが一〇七%、これがフランスの場合、普通小麦が六一%、大麦が七四%、トウモロコシが同じく七四%、こういう関税をかけているわけですか。それで外国からこうしたものの何というのですか、ものすごい流入を阻止しながら、これらの国内での増産というものをはかっているわけですか。この点をどうしてお考えにならないのですか。もちろんそうすると関税を払った分だけ、そのえきで畜産をやらかすとすれば、それだけ経費が高つくという問題が起きます。その場合畜産農民のほう負担が増大するといふ問題が起りますけれども、その前にやはり畜産物に対する価格政策といふことで、いわゆる価格の補助をするという形をとる余地があるんじゃないか、こうすれば貴重な外貨をたくさん使つて、外国の農産物をどんどん入れないで済むし、そのことは国際収支の面で相当助かるだろうし、それから国内においては裏作放棄の増大が輸出して、先ほど来言っているように小麦、大麦、大豆が壊滅的な状態になっているのに対して、こういう生産が上がつてくるというところは土地の利用の上からみてもこれは利用度が高まってくるようなので、私はこういうことをほつぽつ検討しなければいけないのじゃないか。日本でもつくった小麦や大麦や大豆は絶対にえきに向かないのだといふことになれば別ですよ。その辺のことをもう少し大臣真剣に私は考えてほしいと思うのです。

○鶴岡哲夫君 関連質問。いまの矢山委員の発言に関連いたしまして、どうも大臣、先ほどながめていられるわけはないとおっしゃったのですが、実際はながめていられると同じことになっているわけですが、ですから輸入飼料がこれで五億ドルになるのです、もうここ二、三年、四年のうちに七億ドルになるでしよ。二〇%の関税をかけるのとすれば三百億、四百億、五百億という税金とれるわけですね。それを畜産のあと払い制度に回すというような制度だつて考えられる。そうすれば国内に

おけるところの飼料、自給濃厚飼料の問題、あるいはえき、粗飼料の問題、こういう問題も漸進的に解決できていくのじゃないかという私は感じがするわけですが、ですからいまの矢山委員の発言に對しましてぜひひとつうまい答弁をしてもらいたいと思つてすね。私はいまやつぱり日本の農業の最も悪い点のしわを受けておるのは畜産だと思つてすね。その畜産がこれが新しい力で発展するわけですよ。発展しなければならぬわけですが、全部これは軒並み頭を打っている。これは何としてもはねのけて発展するでしよ。その力が農地の管理制度についても、あるいはいまの麦対策あるいは大豆対策についても、これはやはり畜産という立場から抜本的に考え直していくといふぐらいの気概がなければ選択的拡大なんてやめたほうがいいと私は思つてすね。どうもその辺の気概が足りないのです。何かあまり変わつてないのですよ、昔の畜産局と馬を牛に乗りかえたぐらいのところであつぱり乗りかえやしない。大臣、どうですか。

○国務大臣(坂田英一君) いま関税の問題をふつかけてそれを擁護していくという問題については、新たに関税をはずす問題については十分もちろん努力はいたしておるわけでありすが、そうでなしに、すでに関税をはずしたもののついて再びそれを関税をかけていくといふことは目下のところ非常に困難でございます。したがって、現在これらの点については、飼料の問題、いわゆる麦の増産とかという問題についての国内的な措置について十分いける方法についてはいま検討中でございます。

○矢山有作君 関連質問だからこれでやめますがね。何も関税を一たんはずしたからみすみす国内のそいつた麦作、大豆作が崩壊状態になつていけるのを、それでしかも濃厚飼料が国内で自給度がだんだん減つて、大半を輸入に仰がなければならぬ、いわば日本の畜産は外国の飼料、外国のえきの加工産業のような状態になつていけるのに、その状態を放棄して、関税を一たんはずしたからもう

どうにもならぬのだという考え方が少しおかしいのでね。やはり農林省なら農林省らしく、農林大臣なら農林大臣らしく、日本の農業の実態というものをながめて、そしてやはり国内におけるこうした濃厚飼料の生産の増強というものを考えるべきじゃないですか。まあその点を特によく考えてください。あなた農林大臣をやっているが、あるいは農林大臣をやめようが、与党の中の有力なる農林関係の議員でしよから、投げやりなことを言わないで、そういう点はよく考えるべきだと思ふのですよ。何だったら参考でエコミストの四十年の七月二十日号、これくらいのもは少し読まれて外国の状況と国内の状況と少し比較検討して、あまりふんどしをはずした農政をやらないでほしいと思ふのです。

○渡辺勲吉君 私一つ審議会について大臣にお尋ねしますがね。畜産局関係の審議会を一本にする、大臣としては近來珍しいはつきりした答弁をしている。私はその四つを一つにするとか、そういうことではなしに、この審議会の従来の政府の持ち方というものを基本的に反省して、顔を洗って出直すべきだということを中心として、大臣にお尋ねをしたい。鶴岡委員も言ったように——これは何も鶴岡委員も四本を一本に必ずしもせよというのじゃなしに、たとえば、いま具体的に問題の出ている飼料の審議会にしても、会長が農林大臣だなどという、全くどうもあいまいな審議会の性格からして問題なわけで、要するに、審議会というものの性格は、行政の独断専行を規制するためにこれはあるはずだ。しかるに現実には、例外もあるかもしれないが、私の知っている限りでは、行政の一つの隠れみのに悪用してある。そしてこの審議会の持ち方というものは、えさの審議会の報告にもあったように、予算に關係のある審議会の計画等は懇談会でお茶を濁し、正式な審議会は年一ぺんやるだけ、そして審議会を通したと称して政府の思ひのとおりな行政につないでいる、こういうことはやはり私はきわめて重大な従来の政府の態度だと思ふ。で、ほんとうにその審議会というものを国民の期待するように政府が持つとす

るならば、えさの問題にしても、もつとこれは前広く審議会を開いて、時間をかけて、そして十分な意見を聴取する、重要な意見としてそれを尊重するということがなければならぬはずなのに、形式的にごく短時間だけでこれを終了するような慣習の上にマンネリズム化してある。私はこれでは、いま指摘したようないろいろな飼料の問題に限ってみても、あるいは畜産局の所管の畜産物の価格のきめ方に対する審議会の運営にしても、非常に独断専行を規制するはずの審議会が形式的に運営されてある、この態度が改まらぬ限りは、私は基本的な問題の解決にはならぬ。それは大臣は尊重すると言ひでしよう。ありきたりのそういう答弁をするでしよう。現実はどうもほんとうに審議会というものを尊重した姿勢で立ち向かっている、従来の経過は、うるさい存在であるというやうなことを腹に持っておらぬとは思ふけれども、われわれの受ける印象はそういうふうにしから受け取れない。いいですか、ほんとうに審議会を、あなた方行政が独断におちいりやすいものを審議会の意見を十分尊重するという態度になつていない。この形が今後も持続する限りにおいては、四本を一本にすればなおさらそういうような傾向が一そう拍車をかけられるでしよう。そういうことはどういふことになるかといへば、非常にマイナスの面が、あなた方が意識するとせざるにかかわらず出てくる、そういう現実が行政面に出ているでしよう。そういう具体的な問題が今日のえさの問題についても幾多指摘されておるはずだ。なぜそのくらの問題に審議会でも十分意見を聞くような機会を持たないのか。審議会の委員を経験者として、これは大臣の任命だから、毎年毎年同じようなメンバーが審議会委員として出席して、マンネリズムの中にお座なりな審議をしていくに過ぎない。苦言を聞くだけのやはり雅量を持つて審議会というものに活を入れる。これがない限りは、あなたの持つておる審議会の数をふやそうが、あるいは減らそうが、本質にはこれは何ら

基本的な新風が吹き込まれないと思ふ。具体的な点はあるけれども、いづれそれはその審議会等で私もたくさんたまつておる意見を言うはずでなければ、そういう点は、一体坂田農林大臣はどう考えておるのか。単に四つの畜産局所管を一本にするというのじゃなく、総合的な観点から、客観的な問題を審議会におおすということが必要だということを、これは鶴岡委員が内容的に指摘されておるのですよ。決して四本を一本にせよといふ、そういう形式的なことを言うておるはずじゃない。問題は審議会の持ち方を、ほんとうに政府はえりを正して聞かれるかどうか、お座なりな答弁じゃなく、私のいま言うた意見を十分尊重したような立場で御答弁を願ひたい。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまの御説のとおりでありまして、私もそういう意味合いから、畜産のいわゆる飼料の問題にしても、すべてきわめて強い関連を持つておるのでありますから、それが一本の委員会になりまして、そして忌憚なき御意見を拝聴いたしまして、そしてほんとに畜産の振興をはかる方向に十全の努力を払いたいという気持ちでございます。その点は御了承を願ひたいと存じます。

○委員長(山崎亨君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめ散会いたします。

午後四時八分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、野菜生産出荷安定法案

野菜生産出荷安定法案
野菜生産出荷安定法案
目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 需要の見通し(第三条)
第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画(第四条・第九条)
第四章 野菜生産出荷安定資金協会

第一節 総則(第十条・第十四条)
第二節 業務(第十五条・第十九条)
第三節 会員(第二十条・第二十四条)
第四節 設立(第二十五条・第二十九条)
第五節 管理(第三十条・第四十八条)
第六節 解散及び清算(第四十九条・第五十条)
第七節 監督(第五十二条・第五十八条)
第八章 雑則(第五十九条・第六十条)
第六章 罰則(第六十一条・第六十三条)
附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、主要な野菜につき、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落が当該生産地域におけるその生産者の経営に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な組織である野菜生産出荷安定資金協会の制度を確立することにより、その主要な野菜についての当該生産地域における生産及び当該消費地域に対する出荷の安定を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「指定消費地域」とは、人口の集中が著しい大都市及びその周辺の地域であつて、政令で定めるものをいう。
2 この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

第二章 需要の見通し
(需要の見通し)
第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、関係都道府県知事の意見をきいて指定消費地域における指定野菜の需要の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2 農林大臣は、前項の需要の見通しをたてた
め必要があるときは、関係都道府県知事に対
し、資料の提出その他必要な協力を求めること
ができる。

3 農林大臣は、第一項の需要の見通しをたてよ
うとするときは、学識経験を有する者の意見を
きかなければならない。

第三章 野菜指定産地の指定及び生産出荷
近代化計画

(野菜指定産地の指定)

第四条 農林大臣は、指定野菜の種類ごとに、そ
の区域から指定消費地域に対する当該指定野
菜の出荷が行なわれる一定の生産地域であつ
て、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の
集団産地として形成することが必要と認められ
るものを野菜指定産地として指定することがで
きる。

2 前項の規定による指定は、その区域が合理的
な当該指定野菜の集団産地の形成のために必要
な次に掲げる要件のすべてを備える場合におい
て、するものとする。

一 その区域内の当該指定野菜の作付面積が、
農林省令で定める面積に達しているか、又は
これに達する見込みが確実であること。

二 その区域内で生産される当該指定野菜の指
定消費地域に対する出荷数量が、農林省令で
定める数量に達しているか、又はこれに達す
る見込みが確実であること。

三 その区域内で生産される当該指定野菜につ
いての共同出荷組織その他その出荷に関する
条件が、農林省令で定める基準に適合するも
のであること。

3 農林大臣は、指定野菜の種類ごと及び指定消
費地域ごとに、野菜指定産地からの当該指定
消費地域に対する当該指定野菜の総出荷数量の
見込数量が、前条第一項の規定により公表した
需要の見通し等から推定される当該指定消費地
域における当該指定野菜の需要の動向に即する
ように、第一項の規定による指定をするものと

する。

4 農林大臣は、第一項の規定による指定をしよ
うとするときは、当該区域を管轄する都道府県
知事の意見をきかなければならない。

5 第一項の規定による指定は、告示してしなけ
ればならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条
第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二
項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつ
き、同条第一項の規定による指定をすべき旨を
農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、指定野菜の生産事情、出荷
事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ず
るおそれがある場合において、必要があるときは
は、野菜指定産地の区域を変更することができ
る。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域
が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを
備える区域である場合でなければ、することが
できない。

3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定
は、第一項の規定による変更について準用す
る。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、野菜指定産地の区域が第四
条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠
くに至つたときは、野菜指定産地の指定を解除
しなければならない。

2 第四条第四項及び第五項並びに第五条の規定
は、前項の規定による指定の解除について準用
する。

(生産出荷近代化計画の樹立)

第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県
知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めると
ころにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近
代化を図るための計画(以下「生産出荷近代化計
画」という。)をたて、これを農林大臣に提出す

るとともに、その概要を公表しなければならない
い。

2 生産出荷近代化計画においては、次に掲げる
事項を定めるものとする。

一 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対
する出荷数量に関する事項

二 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化
その他生産の近代化に関する事項

三 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格
の統一その他出荷の近代化に関する事項

3 生産出荷近代化計画の内容は、第三条第一項
の規定により公表された需要の見通し等から推
定される関係指定消費地域における当該指定野
菜の需要の動向に照らして適当なものであり、
かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的
条件に適合するものでなければならない。

4 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたて
ようとするときは、関係市町村及び農林省令で
定める農業団体等の意見をきかなければならな
い。

(生産出荷近代化計画の変更)

第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を
変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を
農林大臣に届け出るとともに、その概要を公表
しなければならない。

2 前条第四項の規定は、生産出荷近代化計画の
変更について準用する。

第四章 野菜生産出荷安定資金協会

第一節 総則

(目的)

第十条 野菜生産出荷安定資金協会は、会員から
徴収する負担金等をもつて、指定消費地域にお
ける指定野菜の価格の著しい低落があつた場合
における会員を通ずる生産者補給金の交付の業
務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十一条 野菜生産出荷安定資金協会(以下「協
会」という。)は、法人とする。
(住所)

第十二条 協会の住所は、その主たる事務所の所
在地にあるものとする。

(名称)
第十三条 協会は、その名称中に野菜生産出荷安
定資金協会という文字を用いなければならない
い。

2 協会でない者は、その名称中に野菜生産出荷
安定資金協会という文字を用いてはならない。
(登記)

第十四条 協会は、政令で定めるところにより、
登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない
事項は、登記の後でなければ、これをもつて第
三者に対抗することができない。

第二節 業務

(業務)

第十五条 協会は、次に掲げる業務を行なう。
一 指定消費地域における指定野菜の価格の著
しい低落(政令で定める指定野菜の種類ごと
に政令で定める指定消費地域における当該種
別に属する指定野菜に係るものに限る。)があ
つた場合において、その低落が対象野菜(野
菜指定産地の区域内で生産される当該指定野
菜で当該政令で定める種別に属するものをい
う。以下同じ。)の出荷に關し、農林省令で定め
る委託関係のあるその生産者の
経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補
給金をその生産者に交付するため、会員に対
し生産者補給交付金を交付すること。

二 前号の業務に附帯する業務

2 協会は、前項第一号に掲げる業務について
は、同号の政令で定める指定野菜の種類又は指
定消費地域を限定して、その業務を行なつては
ならない。

(負担金)

第十六条 協会は、業務方法書で定めるところに
より、前条第一項第一号の生産者補給交付金(以
下「生産者補給交付金」という。)の交付に充て
るため、会員から負担金を徴収することができる。

(資金)

第十七条 協会は、前条の負担金及び会員以外の者から生産者補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を、生産者補給交付金の交付に充てるための資金として、次に掲げる方法により管理しなければならない。

一 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(準備金の積立て)
第十八条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

(財務についての農林省令への委任)

第十九条 前二条に規定するもののほか、協会がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

第三節 会員

(会員の資格)

第二十条 協会の会員たる資格を有する者は、対象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体にあつては、農林省令で定めるものに限る。

一 農業協同組合

二 農業協同組合連合会

三 事業協同組合

四 協同組合連合会

五 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となつていてる法人その他の団体

(議決権)

第二十一条 法人たる会員は、各一個の議決権を有する。

2 法人たる会員は、定款で定めるところにより、第四十一条第三項の規定によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

(加入)

第二十二条 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(脱退)

第二十三条 会員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 解散

三 除名
除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。

2 この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十四条 会員は、事業年度の終りについて脱退することができる。ただし、協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合は、この限りでない。

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一

項ただし書の通知をしてはならない。

第四節 設立

(発起人)

第二十五条 協会の設立するには、その会員になろうとする七以上の法人が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第二十六条 発起人は、定款及び業務方法書を作成し、これらを会議の日時、場所及び議題とともにその会日の十五日前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会においては、定款及び業務方法書を修正することができる。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する法人でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第二十一条、第四十六条第二項及び第三項、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六条(表決権のない場合)並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「野菜生産出荷安定法第二十六条第二項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第二十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、対象野菜の生産及び

指定消費地域に対する出荷の安定に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分と違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 他の協会が既に成立しているとき。

(理事への事務の引継ぎ)

第二十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第二十九条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五節 管理

(定款に記載すべき事項)
第三十条 協会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 業務

五 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

六 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

七 準備金に関する規定

八 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

九 事業年度

十 公告の方法

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十一条 協会の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資金の管理方法

二 負担金の金額及び徴収方法に関する事項

三 生産者補給交付金を交付すべき事由に関する

る事項

- 四 生産者補給交付金の金額に関する事項
- 五 生産者補給交付金の交付を受ける者の守るべき条件に関する事項
- 六 その他農林省令で定める事項

(規約)

第三十二条 次に掲げる事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会に関する事項
- 二 業務の執行及び会計に関する事項
- 三 役員に関する事項
- 四 会員に関する事項
- 五 その他必要な事項

(役員の数及び選任等)

第三十三条 協会上、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

3 理事の定数の少なくとも二分の一は、法人たる会員の理事でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも二分の一は、会員にならうとする法人の理事でなければならない。

4 第二項の規定による役員の選任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員任期)

第三十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員忠実義務)

第三十五条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、業務方法書、規約及び総会の決議を遵守し、協会のため忠実にその職務

を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第四十三条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(監事の兼職禁止)

第三十六条 監事は、理事又は協会の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十七条 協会が理事と契約するときは、監事が協会の代表とする。協会と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十八条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十九条 法人たる会員が、総会員（法人でない会員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(会員に対する通知又は催告)
第四十一条 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第四十二条 理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 加入の年月日及び会員たる資格の別

3 会員及び協会の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第四十三条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び協会の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員に関する商法等の準用)

第四十四条 商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十六条第三項（取締役の任期の特例）及び第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）の規定は役員について、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）及び第五十三条から第五十六条まで（理事の代表権等）の規定は理事について、同法第五十九条（監事の職務）の規定は監事について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「農林大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四十五条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 規約の設定、変更及び廃止
- 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款又は業務方法書の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第二十七条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(総会の議事)

第四十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十七条 次に掲げる事項は、総会員（法人でない会員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 協会の解散
- 三 会員の除名

(総会に関する民法等の準用)

第四十八条 民法第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「野菜生産出荷安定法第四十一条第三項」と読み替へるものとする。

るものとする。

第六節 解散及び清算

(解散事由)

第四十九條 協会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 第五十七條の規定による解散の命令

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の処分)

第五十條 協会が解散した場合における残余財産の処分については、政令で定める

(民法及び非訟事件手続法の適用)

第五十一條 民法第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八條から第八十三條まで（法人の解散及び清算並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四號）第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第三十五條第二項及び第三項、第三十六條前段、第三十七條前段並びに第三十八條（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算について準用する。

第七節 監督

(事業計画等の承認)

第五十二條 協会は、農林省令で定めるところにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを變更するときは、同様とする。

(業務又は財産の状況の報告の徴収)

第五十三條 農林大臣は、協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、協会からその業務又は財産の状況に關し報告を徴収することができる。

(業務又は会計の状況の検査)

第五十四條 會員が、總會員の十分の一以上の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあること

とを理由として検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林大臣は、協会の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、協会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第五十五條 農林大臣は、第五十三條の規定により報告を徴した場合又は前條の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、協会に対し、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督命令)

第五十六條 農林大臣は、前條の規定によるほか、協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、協会に対し、業務の執行方法の變更その他監督上必要な命令をすることができる。

(解散命令等)

第五十七條 協会が前二條の規定による命令に従わなかつたときは、農林大臣は、協会の役員を解任し、又は協会の解散を命ずることができる。

2 前項の場合のほか、協会の法人たる會員が七未満になつたときは、農林大臣は、協会の解散を命ずることができる。

(決議の取消し)

第五十八條 法人たる會員が、總會員（法人でない會員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続又は議決の方法が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

すことができる。

2 前項の規定は、創立總會について準用する。

第五章 雑則

(勸告)

第五十九條 農林大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に對する出荷の安定を図るため必要があるときは、当該野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対し、その合理的かつ計画的な出荷に關し必要な勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第六十條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行なう者又はこれらの者の組織する団体（協会の除外）から、これらの事業に係る業務に關して、必要な報告を徴することができる。

第六章 罰則

(罰則)

第六十一條 第五十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十四條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、協会の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、協会に對しても同項の罰金を科する。

第六十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定に基づき協会が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

三 第十四條第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

四 第十七條の規定に違反して資金を管理し、又は第十八條の規定に違反する経理をしたとき。

五 第二十二條の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第二十三條第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六 第三十六條の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十八條第一項、第三十九條又は第四十條の規定に違反して總會を招集しなかつたとき。

八 第四十二條又は第四十三條の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、第四十二條第三項若しくは第四十三條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

九 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十一條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十三條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三條第二項の規定に違反した者

二 第六十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(財団法人からの権利義務の引継ぎ)

第二条 昭和三十七年六月一日に設立された財団法人青果物生産安定資金協会及び昭和三十八年八月二十八日に設立された財団法人野菜指定産地生産安定資金協会は、それぞれ、その寄附行為で定めるところにより、協会の発起人に対し、協会において当該財団法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合において、協会の創立總會でその申出を承認する旨の議決があつたときは、その申出をした財団法人の権利及び義務は、協会の成立の時に於いて協会の承継されるものとし、その申出をした財団法人は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

3 前項の規定により同項の財団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

4 協会は、第二項の規定による財団法人の権利及び義務の承継をした場合には、その承継をした権利及び義務に係る業務を行なうことができる。

5 協会は、第二項の規定による財団法人の権利及び義務の承継をした場合には、当該財団法人の純財産のうちその寄附行為に基づいて定められた金額に相当する金額の全部又は一部を、農林大臣の承認を受けて、第十七条の資金に繰り入れることができる。

(政府の交付金)

第三条 昭和四十一年度において協会が設立された場合には、政府は、その設立に際し、予算の範囲内において、協会に対し、その事務費の財源に充てるため、交付金を交付する。

(名称制限に関する経過規定)

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いている者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

(登録税法の一部改正)

第五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「開拓融資保証協会」の下に、「野菜生産出荷安定資金協会」を加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第六条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁業共済組合連合会」の下に、「野菜生産出荷安定資金協会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「開拓融資保証協会」の下に、「野菜生産出荷安定資金協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「水資源開発公団」の項の次に次のように加える。

野菜生産出荷安定資金協会(昭和四十四年法律第十一号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「北方協会の項の次に次のように加える。

野菜生産出荷安定資金協会(昭和四十四年法律第十一号)

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(第一九六六号)

一、農地管理事業団法成立促進に関する請願(第二二〇八号)(第二二〇七号)

第一九六六号 昭和四十一年四月十六日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷二、一三九山口県経済農業協同組合連合会内 田中清治外二十一名

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十一年四月十九日受理

農地管理事業団法成立促進に関する請願

請願者 群馬県新田郡敷原本町農業委員会内 福田宗作

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第一五二五号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十一年四月二十一日受理

農地管理事業団法成立促進に関する請願

請願者 群馬県新田郡笠懸村等農業者委員会内 石原正八

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第一五二五号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、豚肉の安定基準価格等に関する請願(第二二二〇号)(第二二四六号)

一、低毒性有機りん製剤の価格引下げに関する請願(第二二二二号)(第二二四五号)

一、農地管理事業団法成立促進に関する請願(第二二五八号)

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(第二二八五号)

第二二二〇号 昭和四十一年四月二十二日受理

豚肉の安定基準価格等に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会議長 羽田義和

紹介議員 林 虎雄君

昭和四十一年度の豚肉安定基準価格の決定にあつては、食肉需要の拡大と養豚経営の安定的発展を考慮され、現行価格の大幅引上げと、関係法律の効果を運用がなされるよう、次の事項の実現を強く要望する。

一、豚肉の安定基準価格は、一キロ当たり平均三百六十円以上とし、上位価格も適正に決定すること。

二、豚肉の買上げにあつては、上物に限定せず、全量買上げ措置をとること。

三、産地買上げの改善

(1) 産地における生産者団体からの買上げを指定市場買上げよりも数量、時期とも優先実施すること。

(2) 産地買上げ場所の拡大をはかるとともに、保管はカット肉に限定せず枝肉もその対象とすること。

(3) 産地買上げ価格の決定にあつては、指定市場買上げ価格から市場手数料の控除をしないこと。

(4) 安定基準価格の市場間格差を撤廃すること。

第二二四六号 昭和四十一年四月二十三日受理

豚肉の安定基準価格等に関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会議内 金井秀雅外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二二二号 昭和四十一年四月二十二日受理

低毒性有機りん製剤の価格引下げに関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会議長 羽田義和

紹介議員 羽生 三七君

人命尊重の立場から、すみやかに低毒性有機りん製剤の価格引き下げの措置を講ぜられるよう強く要請する。

理由

特定毒物であるパラチオン剤は、果樹及び農作物に対する害虫に卓越した防除効果があるため、その使用量は昭和二十九年ころから急激に増大してきたが反面人畜に対する毒性が強力であることから最近各方面に問題をおこしている。

このため、これに代わる低毒性農薬の開発が急速

百六十円以上とし、上位価格も適正に決定すること。

二、豚肉の買上げにあつては、上物に限定せず、全量買上げ措置をとること。

三、産地買上げの改善

(1) 産地における生産者団体からの買上げを指定市場買上げよりも数量、時期とも優先実施すること。

(2) 産地買上げ場所の拡大をはかるとともに、保管はカット肉に限定せず枝肉もその対象とすること。

(3) 産地買上げ価格の決定にあつては、指定市場買上げ価格から市場手数料の控除をしないこと。

(4) 安定基準価格の市場間格差を撤廃すること。

に進められ、現在数種の優秀な低毒性農薬が市販されている。しかし、これら低毒性農薬はパラチオン剤に比較して価格が高いため、普及が著しく困難をきわめている。

第二一四五号 昭和四十一年四月二十三日受理

低毒性有機りん製剤の価格引下げに関する請願

請願者 長野市妻科長野県議会内 金井秀

雄外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二一二一号と同じである。

第二二五八号 昭和四十一年四月二十五日受理

農地管理事業団法案成立促進に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一一 滋賀県

議会議長 西堀武

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第一五二五号と同じである。

第二二八五号 昭和四十一年四月二十五日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(十九通)

請願者 大分市舞鶴町一ノ四ノ一五 大分県

たばこ耕作組合連合会内 岐部光

久外二百四十六名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

昭和四十一年五月十七日印刷

昭和四十一年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局